

厚生文教委員会会議録

平成19年10月18日(木)

(開会) 10:15

(閉会) 16:12

○ 委員長

ただいまから、厚生文教委員会を開会いたします。「認定第17号 平成18年度飯塚市立穎田病院事業会計決算の認定について」を議題といたします。

はじめに、監査委員に対する質疑を許します。なお、質疑は本認定議案に関する範囲でお願いします。

○ 江口委員

監査意見を見ますと厳しいことも書いてあるんですが、監査委員に端的にお聞きいたします。この決算は認定するに相応しい、適した案件だと思われるかどうか、この一点だけお聞かせください。

○ 宇都口監査委員

限られた日数で限られた人員で公平に審査いたしました結果、審査意見に記載しているとおり、他の所見はありません。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

監査委員に対する質疑を終結いたします。

次に、本案に対する質疑を許します。

○ 楡井委員

何点か質問させていただきたいと思います。資料の1ページなんですが、収入と支出の差が2億7625万、約ですね、出ています。その結果赤字の累計が端数は落としますが、約4億2440万円ということになってると思います。当初予算を2億7810万円減額修正したうえでこの数字になってるというふうに思うんですが、そういう理解でいいでしょうか。

○ 病院局事務長補佐

そのとおりです。

○ 楡井委員

この結果は、2億7810万円、これを減額修正した上になお、2454万円の赤字決算になってるということについても、そういうことでいいですか。

○ 病院局事務長補佐

そのとおりです。

○ 楡井委員

この結果は予算の審議のときに私が指摘したとおりの結果に、数字の違いはあると思いますが、方向的にはそういうことになってるのではないかというふうに考えるわけですね。それで当初予算を多数で承認した議会というところにも責任の一端はあろうかと思いますが、組み替えなどを検討せずに強行されたと、減額の補正は主に歳入の方の補正は行われてるんですけども、歳出のほうの修正はされていないと思うんですがどうでしょうか。

○ 病院局事務長補佐

歳出の補正も行っています。

○ 楡井委員

当初予算の時も歳出は9億1000万円というような9億近いことだと思うんですね。実質、修正されたというようなことでありますけども、決算の実際の内容は修正されたこととなって

ないという風に考えています。そういう意味では市長はじめ担当部局としてこの責任は大きいんじゃないかというふうに思います。それでこれは当然、今回の18年度だけじゃなくて17年度もこういう内容だったと思うんですね、それを18年もこれを続けられてるというふうに思いますので、飯塚市による病院経営の失敗じゃないかというふうに思っています。それで、3ページをお願いします。ここに患者数の推移が出ています。この患者数の当初予算と決算の比率、これはどうなっていますか。

○ 病院局事務長補佐

平成18年度におきましては、入院患者数は当初予算に比べ決算のほうが71%、外来患者数のほうは69%となっています。

○ 楡井委員

このことも予算審査のときに指摘したと思うんですね。それを補正で当初の24,000それから外来50,000という数字を大幅に修正して予算執行されたわけですけど、それでもなお当初言いましたように2454万円の赤字になっているという状況があります。

それから5ページですね、他会計補助金、これが非常に乱高下と申しますか各年度によって相当アンバランスがあります。これと、1ページの真ん中の表の収入の表の他会計補助金、他会計負担金これとの関係を数字が異なってきていますので、その数字の内容を説明していただきたいと思います。

○ 病院局事務長補佐

決算書の方をお願いします。11ページの中ほどにその他医業収益とございます、その中の他会計負担金としまして3,927万9千円、それとその他医業外収益、他会計補助金としまして122万6千円。もう一点がその他医業外収益、他会計負担金としまして6,325万5千円、合計1億376万円となっています。

○ 楡井委員

合計が1億3千万といわれましたかね、18年度の決算のところ1億2,628万3千円ということになってるんですけどね。

○ 病院局事務長

資料の5ページをご覧くださいと思います。5番目ですが他会計補助金年度別比較表というのがございまして、収益的収入と資本的収入というふうに分かれています。先ほど補佐が説明したのは収益的収入ということで1億376万円を説明しました。それと建設改良等に要する費用の補助として2,252万3千円を受け入れています。合計で1億2,628万3千円ということなんです。

○ 楡井委員

資本的収入の2,252万3千円というのはどこに出てくるんですか。

○ 病院局事務長

資料があちこち飛んで申し訳ありません。2ページです、ここに予算というのが第3条と第4条とございます。第3条というのが収益的な収支です。4条というのが資本的な収支でして、今ご質問の2,252万3千円というのはこの4条の予算の中で受け入れるようにしています。

決算書の2ページの方にも掲載をさせていただいています。

○ 楡井委員

この2ページの決算額のところに2,252万2,500円ですか、これが切り上げられて先ほど言った2,252万3千円という数になってるんですね。それでは資料の5ページから4ページにかけて人件費関係が出てると思うんですね。これで人件費の占める歳入と申しますか、営業収入と申しますか、それに占める人件費の割合についてお聞きします。そして18年度と同時に17年度もどうだったかということについても説明してください。

○ 病院局事務長補佐

平成 17 年度におきましては給与費の占める割合は 76.86%です。平成 18 年度においては 85.27%となっています。

○ 楡井委員

これは当然収入が少なくなったから人件費の方は、当然占める率が上がったということになるかもしれませんが、4 ページの職員に関する事項というところをみていただきたい、職員の人数が中身はなんです、総数だけを見ますと 88 人から 64 人に減ってるわけですよね。ですから人数が減ってるということは当然人件費が減ったということでありましょうから、76%が 85%、約 9%近い引き上がりということには理解しがたいんですが、その点の説明をお願いします。

○ 病院局事務長補佐

給与費だけを見ますと平成 17 年度は 5 億 9, 130 万 6 千円、平成 18 年度のほうは 4 億 8, 755 万 1 千円となり約 1 億円の減となっています。

○ 楡井委員

人件費は人数が 24 人減った関係で約 1 億円減ってるというお話です。あるならば 9%もの人件費の割合が引きあがるということについてはどういう説明になるんですか。

○ 病院局事務長

質問者が言われるように人件費の医業収益に対する割合が 76.86%から 85.27%に引きあがりました。人件費は 1 億減額になってるおるにも関わらずというふうな質問でございます。事細かに計算したわけではございませんが、質問者が前置きで言われたように医業収益に対する割合ということでございますので医業収益の営業成績が落ちますと、当然に給与費の比率が上がってくるというふうに私も考えています。

○ 楡井委員

今の説明は当然収益が落ちれば比率が高くなるということは分かります。しかし、職員の数も 24 人も減ってるんですよね、88 人が 24 人ですから、3分の 1 近くになるんじゃないですかね、にもかかわらず上がってる、当初予算の時には人件費の割合は 82%じゃなかったかと思うんですよね。そういう数字からみても整合性がないんじゃないかというふうに思うんですが。

○ 病院局事務長

この資料の 4 ページですが職員に関する事項ということで確かに職員数は 17 年度と 18 年度を比べますと 88 人が 64 人ということで 24 人の減ということになっています。ただ、この 24 人の減ともうしますのはこの一番大きなものは労務員の減というのがこの中にございます。7 名が 1 名になったと、これは給食業務を委託というふうなことにしたんですが、人件費の話が出ていますが、そういった中で人件費が委託費に振り替わったという事実もございます。

○ 楡井委員

人件費が委託費に振り替わったということで、人件費の占める割合が引きあがったということになりますかね、逆じゃないですかね。委託で人件費が少なくなるわけやから、人件費は減るわけでしょ、それが約 1 億円でしょ。そうすると収入全体に対する比率も下がるというのが理屈じゃないかと思えますけどいかがですか。

○ 病院局事務長

申し訳ありません、私の説明が矛盾していました。委託費が上がれば当然のごとく経費のほうに反映されるんですが、やはり私が最初に申しましたように営業成績が悪化の一途を辿ってるという状況の中で全体的に給与費の占める割合が増加したものだということに理解をさせていただきたいと思えます。

○ 楡井委員

それは一番初めの説明ですよ、それから 2 回 3 回 4 回やり取りした上での、また答弁がも

とに戻るんですか。それじゃ質疑が進行しないじゃないですか。今の答弁は納得がいかなですね。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 39

再開 10 : 55

委員会を再開いたします。

○ 病院局事務長

申し訳ございません。4ページの医療収益年度別比較表と5ページの6番目ですが、医業費用年度別比較表ということでご覧いただきたいと思いますが、今、質問者がおっしゃっておりますことは6番目の17年度の給与費、591,306に対して4ページの収入ですね、769,286を割り込んだ数字が76.86でございます。同様に18年度につきましては、この数字が85.27というふうに推移してまいります。そうしたときに質問者がおっしゃってるのは人件費、3番目の人員の移動が当然のごとくここに反映されるべきではないかというふうな指摘でございます。それで私考えるんですが17年度につきましては591,306に対するその比率、収益に対する比率、それと18年度は487,551に対する収益の比率ということで分母が変わっています。割り算する基数が変わっていますので一概に、質問者がおっしゃるように人件費が下がるのであれば比率は当然に下がるのが当たり前ではないかということですが、この人員の動きに対する変化率がこの中では見ることが出来ないという状況であるというふうに考えます。

○ 楡井委員

いずれにいたしましても、これは予算審査の中でも指摘しましたように収入の根拠となるべき患者さんが病院に来てくれる数を計算間違いというか、収入の根拠をきちんと抑えていないというところにも原因があるんじゃないかと思うんですね。そういうところからこの6番の資料を見ても分かるように給与は年々下がっていったる訳ですよ。しかしそれが収入に占める比率というのがだんだん上がっていったることを示してると言えると思うんですね。ですから収入の面での、営業収入の面での努力が追いついていないということのひとつの証明じゃないかというふうに思いますので、その点を指摘しておきたいと思います。

それから、資料にはないんですが決算書のほうで出てきているのか、よく探さきらんですが、昨年4,400万円の新しい機械を購入して患者の、医業収入の増収を図るといふふうに言われて導入されました2,200万円でしたかね、一般会計からも繰り入れました。この4,400万円の新しい機器の効果といいますか、活用状況といいますか、これは分かりますか。

○ 病院局事務長補佐

機械は新しくなっていますが、現状では患者若しくは検査件数の増には至っておりません。

○ 楡井委員

これを設置したのは今年度でしたかね、今年の4月ですね、これは19年度の決算ではっきりするんですが、この機械を導入するときにも討論しましたようにやはりこれは新しく移す医療法人に付加価値をつけてやったもんじゃないかという私どもの指摘には合致してるんじゃないかと思います。

貯蔵品が各病院には薬とかそのほか医療の材料があると思いますが、これはどのような状況になっていますでしょうか。出来れば資料をお願いしたいが。

○ 委員長

資料要求ですか。

○ 楡井委員

はい。

○ 委員長

執行部におたずねします。ただいま楡井委員から要求のあった資料は提出できますか。

○ 病院局事務長補佐

はい、出来ます。

○ 委員長

おはかりいたします、ただいま楡井委員から要求のありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 11:04

(休憩中に資料を配布)

再開 11:15

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

今いただきました、在庫品調べについていくつかお訊ねいたします。9月の段階で空欄があるのはなぜかということ。合計のところの上から3段目が空欄になってること、更に6段目が空欄になってること等について説明してください。

○ 病院局事務長補佐

ただいまの説明の前に資料の単位は円となっておりますのでよろしくお願ひします。ご質問ですが9月分につきましては、全部今委員が言われましたのは仕入れの9月分の集計がまだ終わっておりませんので薬品費、注射、合計欄、診療材料の仕入れの合計というふうなことで、集計が終わってないということで9月分については数字が記入されていません。

○ 楡井委員

それではですね、9月分の仕入れが終わってないのに合計の欄にはそれなりの数を書いてあるんですよ、これはこういう資料を出していただく上からすれば我々混乱するんですよ、ですから例えば8月分は全欄埋まっていますから、その数字を合計の欄に記入すべきではないかと、不正確な数字は我々には困ります。結局残高合計が何の根拠に基づいてるのか分かりませんが2,836,933円とこういう数字になってますよね、これは何の根拠もないでしょ。少なくとも正確な根拠があるのは8月末の一番最後の段、13,189,974円この数字が一番根拠のある数字だと思うんですよ。私は在庫調べの数字を出してもらいたいということですから。結局・・

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:19

再開 11:20

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

それで、18年度の在庫ということで言えば、数字の一番右の欄の1,295万円というところでもいいわけですね。それだけ確認したいんですが。

○ 病院局事務長補佐

そのとおりです。

○ 楡井委員

今年度末というのは想像つきませんか。

○ 委員長

楡井委員、決算をお願いします。

○ 楡井委員

先ほどの収益を上げるというひとつの方法として、介護保険事業が非常に盛んに行われていまして担当課の方でもどこにどういう施設があるのかというのがなかなか掴めない状況、次々に申請されたりしてる状況じゃないかと思うんですね。この介護保険事業を颯田病院に取り入れるということについては考えなかったですか。

○ 病院局事務長補佐

現在、うちの方には一般病棟及び療養病棟とございますが、療養病棟につきましては医療型の保険を適用しています。介護保険につきましては数年前に検討までいったかどうかというのはあれなんです、話は出ています。ただ、颯田地区におきましても近隣に特別養護老人ホーム、老健施設等もございますので、その辺の兼ね合いも合ったのではないかというふうに思っています。

○ 江口委員

審査意見に従ってお聞きします。関係法令に準拠して作成することになってるがそれが作成されていないというくだりがございます。これについてなぜつくられなかったのか、また今現在はきちんと整備されているのか。

○ 病院局事務長

監査のほうから財務規定等がないというご指摘を受けて、その後4つの規定を定めました。そのひとつが事務取扱規程、会計規定、財産管理規則、契約規定ということで4つの規定を定めました。

このうち事務取扱規程につきましては元々は合併前はそういう規定があったというふうなことで合併の混乱に紛れましてどうもそのままになっていたという風な経緯がございます。

○ 江口委員

今ではその4件の規定で一応カバーが出来てるという形でいいですか。

○ 病院局事務長

そのとおりです。

○ 江口委員

次に会計処理について、経理の一部について不適切な処理が行われたとあります、それについてどのような処理だったのが一点、それに対して対策がとられているのかお答えください。

○ 病院局事務長

一部不適切な処理ということでご質問ですが、これは棚卸に係ることと考えています。棚卸につきましては薬品、診療材料、その他貯蔵品というふうな管理におきまして、実際に今どのくらいあるのかという棚卸がなされていなかったという事実があります。薬品につきましては使用高の把握というのを毎日やっていますので、そういう中で在庫管理をしています、例えば注射器、点滴の針、包帯といった診療材料の管理に関しては在庫を置くだけの仕入れはやっていません。一週間分くらいの見込みの中で仕入れをやっていますので、先ほど言ったように棚卸といった事務をしていなかったということでもあります。今後は適正な管理を行いたいというふうに思っていますし、先ほど今年の貯蔵品の資料をお見せしましたが、9月に棚卸を行っています。

○ 江口委員

棚卸という部分は、それこそ病院ですので薬品等がございます、それをきちんとやっていたかないと本当に事故、事件に繋がる部分でございます。それについては今はきちんとやっておられるという形でいいですか。それと併せて在庫調べで薬品、注射、診療材料とあるわけです。この3つで颯田病院に関わるものは全てと考えていいのか、その二つを教えてください。

○ 病院局事務長

そのほかにはX線のレントゲンフィルム等もございます。

○ 江口委員

そうしますとここにある薬品仕入れ注射仕入れ、それと診療材料と薬局診療材料、X線材料で全てでよろしいですね。それとあともう一点、棚卸等についてはきちんとなされているという理解でよろしいですね。

○ 病院局事務長

そのとおりでございます。

○ 江口委員

こちらに書いてある経理の一部において不適切な処理が行われたものでありという部分に関しては棚卸だけでしょうか。もし他にございましたらお聞かせください。建設仮勘定の処理についても書いてありますがどうでしょう。

○ 病院局事務長

この意見書の中で一部不適切な処理ということに関しましては、私は棚卸が十分にされてなかったというふうに理解しています。建設仮勘定につきましては前年の監査の指摘の中でもあっていまして、今年度指摘のとおり事務処理を行ったということです。

○ 江口委員

不納欠損に対して債権徴収、時効中断に対する努力が見られませんでしたとございます。こちらについて何か釈明する点がございましたらお教えください。

○ 病院局事務長

不納欠損の処理につきまして、当然のごとく時効の中断という話が出てくるんですが、この時効中断と申しますのは債権者に対して債権があるということを確認していただくことが時効の中断ということですが、そういう処理がなされてなかったということです。これにつきましても今年度適正に取り組むように行っています。

○ 江口委員

ということは、現実的には債権徴収及び時効中断に関しては手立てがとられてなかったという理解でよろしいですね。それについては反省の上きちんとやっていただきたいと思います。次に、委託契約について、すべて随意契約だとございます、これについて、必要性について疑義がある部分もある、また随意契約が適さない案件もあるのではないかと指摘がなされています。その点についてどう考えているのか、また現在はどうなっているのかお聞かせください。

○ 病院局事務長

契約に関しては現実には1、2件を除いて随契ということでした。理由といたしましては、やはり病院事業という特有に事業でございまして、業者は沢山あるんですが現実には、長年取引をしていた業者とほとんど随契をしていたという状況です。このため、19年度におきましてはこの内9件につきまして競争入札を導入いたしております。

○ 江口委員

監査のほうから特定の随意契約にあたらぬのではないかと指摘を受けたのは36件のうち9件だけということよろしいですか。

○ 病院局事務長

監査から指摘を受けましたのは先ほど申しました9件を含めての総じての意見と理解しています。

○ 江口委員

そちらについても果たしてその判断で正しかったのかどうなのかという部分が問われるかと思えます。

ちょっと審査意見から離れます。予算の見込み、当初予算からかなり大きく収益、収入についても違うわけです。その理由、当初予算でこれだけの予算を組めた理由、そして実際にこれが外れた理由をお聞かせください。

○ 病院局事務長

ただいまの当初予算の編成についてのご意見というふうにお伺いしますが、実はこの病院事業と申しますのは、公営企業法の全部適用の事業でございます。すなわち病院事業は独立採算でやっていかなければこの事業そのものが成り立たないというのが大前提です。しかしながら近年のこの低迷状況は、独立採算でやっていける弾力性と申しましょうか、資力そのものが失われつつあったというふうな状況の中で、当初予算編成につきましては、この歳出を何とかカバーできるだけの予算を、逆に組まなければ当初から赤字になってしまうといったふうな状況の中でやむなく予算編成をこの数年代続けてまいりました。このことが、先ほどの楡井議員さんからの質問も然りですが、まさにそういった状況の中での編成でございまして、決算という一番最後の区切りを迎えたときにその落差が非常に大きなものになってきたものでございます。

○ 江口委員

ということはある意味、この収益、病院事業収益、医療収益ですね、に関しては予算ありきで数字を作ったという形になるかと思えます。数年来そうしてきたという形だと思えます、それについては厳しく問われるべきだと思いますが、その点についてはどう思えますか。

○ 病院局事務長

まさに指摘のとおりです。我々、近年の予算編成の状況はご説明申し上げましたけども、残されたこの半年で少しでも適正な運営が出来るように、また博愛会にスムーズに受け渡しが出来るようにがんばってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 江口委員

是非これから後もまだ19年が残っています、その中できちんとした努力をしてください。少し戻りますが、先ほどの未収金に関してです。審査意見の結びでも徴収体制を整備し、全額回収を目標に病院局全職員が一丸となって取り組まねばならない重要な問題という指摘がございます。どういった形で取り組んでおられるのか、お聞かせください。

○ 病院局事務長

この未収金の対策ということですが、体制を組んでというほどの金額でもございません。実は単年度で申しますと不納欠損も含んでですが、各年度の未収金というのは医業収益の見ますと99.数%いってる様な状況でして、残された金額というものは例えば14年が62万円くらい、15年が140万円、16年が88万円、17年が62万円、18年が74万円程度です。その体制を組むことが出来ればこれに越した事はございませんが、逆にそれだけの費用もかかってまいります。そういった中で私ども督促を何回となく出す中で、現在では未収金の圧縮に相当の効果をえています。

○ 江口委員

今の発言は、大分違う発言だと思うんですよ。金額が小さいからという話ではなくて、きちんといただくものをいただかないと成り立たない、駄目だよときちんと書いてあるわけですよ。体制の整備についても別に人間を貼り付けろという話をしているわけではないですしね、審査意見についても、今おられる方々がきちんとそれを回収する努力をやってくださいということですよ、督促にも行くだろうし、電話督促もやる、それをきちんとやる中でちゃんとやってくださいと書いてあるわけですよ。今の話はそういった金額ではないので特段今の形でいいんだよというふうに聞こえるんですよ。ところが今までやってきた分は時効中断の努力もろくろくしてなかった、債権回収についてもやってなかった、この今までに対してそうではない、それでは駄目だからきちんとやってくださいと書いてあるのに、今の話ではそれこそ監査委員のみなさんおられますが、とてもじゃないが受け入れられる話ではないと思います。例えばこれが税でも一緒ですよ、これは小さいからほったらかしでいい、取り合えず年間2回電話しよう、それで取れなきゃそのままだ、不納欠損にしまえというような話ではないと思いますが、もう一度お答えください。

○ 病院局事務長

申し訳ありません。私は決してそういうつもりで申し上げたわけではございません。徴収率の話をしたこと自体、申し訳なく思っています。監査のほうからこの未収金対策につきましてはっきりした体制あたりをつくらないといけませんという指摘を受けた中で、私どもは従来未収金対策で、例えば未収金の対象の方の住民記録辺りを照合する術もなかったんですが、今年度住民記録が見れるように整備もさせていただきましたし、督促につきましてもパソコンのソフトを使って出来るだけ合理的に簡易に出来るように体制を整えています。

○ 江口委員

住宅課ではきちんと裁判を行って回収に努めておられます。ソフトを組むのもそうかもしれないけれど手書きでもいいんじゃないですか、きちんとその作業をやる、実際に会いに行ききちんと回収するという努力をしていただかないと、それこそ最期までいい加減だったと言われかねません。きちんとやってください。

職員全体でこういった厳しい状況にある中で、これを改善するためにどうしようという話があるのかどうなのかが聞きたいわけです。ずっと厳しい中で、だけど親方日の丸的に来たと、だけどもここに書いてあるようにこのままじゃいけない。だからこそ市長は移譲しようという話までされるわけです。要するに皆さん方には任せておれないという話です。ある意味悔しいけど恥ずかしい話だと思うわけです。それに対して皆さん方として職員全体ないし別な形でもいいですよ、今経営の改善に対してこうやって取り組んでいますという部分がどうなっているのかお聞かせください。

○ 病院局事務長

病院の経営改善というふうなことですが、月例でスタッフ会議等を開催してまして、その中で毎月の患者数がどういうふうに動いた、収益がどのように動いた、それから損益計算がどうなってるかというような研修の場を設けています。また、今月末には職員全員でいわゆる勉強会も予定していますので、今後ともそういった現状把握、改善に向けてのきっかけとなるような場作りに取り組んでいるところです。

○ 江口委員

是非ですね、その部分を本当にしっかりしていただかないと、残る半年でもどんどんマイナスが膨らんでいくのかどうかというのもあると思います。現状を認識するだけではなく改善するためにどうするのかという部分をきちんと話をして下さい。先ほど民間への譲渡についてきちんと上手くいくようにという話がありました。先の委員会の中でもきちんと委員会の中に報告をしていただきたいというお話があったわけですが、報告事項として上がっていません、そちらの方としてはきちんと話が上手くいってるのかどうかお聞かせいただけますか。

○ 企画調整部長

颯田病院の民間移譲につきましては移譲先の博愛会のほうと移譲に関する基本方針に則りまして鋭意協議を進めているところです。またそれとあわせて移譲に関しましての協定書を締結するわけですが、この協定書とのいわゆる先方さんとの話し合いも今現在鋭意進めているところです。

○ 江口委員

鋭意という話がありました決算認定ですのであまり突っ込みません。一点だけお聞かせください、それについては順調にスケジュール通りに進んでいるとの理解でよろしいですか。

○ 企画調整部長

その通りです。

○ 楡井委員

特別損失というのが今回計上されています、8,222万円あまりですね、これの内容について説明していただけますか。この冊子の1ページのところに説明がありますが、発言で補足していただきたい。

○ 病院局事務長

18年度決算におきまして8,222万8,749円を特別損失として計上させていただいています。内訳ですが、これは昨年の監査においても指摘のあった建設仮勘定が6,482万円ほどあります。それから不納欠損が125万7,870円それから、資産台帳が不十分でしたので私整備をさせていただきましたがその際に減価償却の累計額が、少し間違いを見つけましたのでこれが1,615万円ほどございます、合計で8,222万8,749円というふうになります。

○ 楡井委員

その建設費、建設仮勘定、この中身をもう少し正確にお願いします。

○ 病院局事務長

この建設仮勘定につきましては平成11年度から平成16年度にかけて、病院建設のコンサル業務、それからマスタープランを策定する、それから設計の委託、土地の不動産鑑定といった業務を平成11年度から平成16年度にかけて行っていますが、これを建設仮勘定として処理をしていたものでございます。

○ 楡井委員

病院建設設計委託料、建設コンサル委託料、マスタープラン策定委託料、これらはどういう会社に委託されましたか。

○ 病院局事務長

病院建設のコンサルについては麻生セメント株式会社、マスタープランは自治体病院施設センター、土地不動産鑑定ですがこれは(株)地域経済研究所、設計につきましては(株)日建設計でございます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

いままでいくつかわたってお聞きしてきましたが、本会議の中で詳しくはさせていただきたいと思いますが、一点だけ指摘させていただきたいのは、現在19年度の予算が執行中ですが18年度の決算がこういう状況ですので、それから予測しますと累計の赤字が7億円越すんじゃないかというふうに考えられるわけですね。平成14年は1億2千万円の黒字だったわけです。更に平成15年は約7千万の黒字でした、結局16年以降赤字に転落してきているという状況がいただいた資料でも明らかです。この約7億円という、これは私の推測ですが、この7億円に占めるのは合併以後の金額にあるというふうに思うわけです。19年度、来年の春には颯田病院は消滅するわけです。この赤字をどう処理するかというのは非常に大変なことだと思うんですね、これは割り算しますと市民1人当たり5,200円くらいの数字になるわけです。税金で投入しないといけなくなれば。そうすると4人家族で2万円を越す財政負担が市民1人1人にかかってくるということになると思うんです。そういう意味ではこの決算については私が予算委員会のときにも指摘したとおりの結果になってきている状況があります。したがってこの決算については認定しがたいということを意見として申し上げます。以上です。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

○ 江口委員

先ほどらい審査意見書等に基づきながら質疑をさせていただきました。審査意見書の中には公営企業の会計処理においてとても容認できるものではありません等々厳しい指摘もございませぬ。そしてまた先ほどの質疑の中で予算を組むときに、収益については予算を立てるための数

字合わせだったという話もございます。この厳しい部分は穎田町の時代からの引き続きという部分もあるかと思いますが、それにしてもとても容認できるものはないと考えこの認定については反対します。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。討論を終結します。採決いたします。「認定第17号 平成18年度飯塚市立穎田病院事業会計決算の認定について」認定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。監査委員は退席されて結構です、ありがとうございます。午後1時まで休憩いたします。

休憩 11:52

再開 13:01

委員会を再開いたします。

次に「請願第3号 後期高齢者医療制度の充実を求めるための意見書提出を求める請願」を議題といたします。おはかりいたします。請願第3号に対する補足説明を紹介議員からお受けしたいと思っております、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって紹介議員から補足説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員は紹介議員席にて補足説明をお願いします。

○ 紹介議員(川上 直喜)

こんにちは、日本共産党の川上直喜です。請願第3号 後期高齢者医療制度の充実を求めるための意見書提出を求める請願、紹介議員として主旨説明の機会をいただきありがとうございます。先ず請願団体の紹介です、嘉飯山地区社会保障推進協議会は医療介護福祉をはじめ社会保障制度の充実を目指す団体や個人で構成され、飯塚市との関係では合併前から1市4町、合併後は昨年懇談をしています。請願の主旨は来年度実施となっている後期高齢者医療制度については国民の間に大きな不安が広がっており飯塚市議会が後期高齢者医療広域連合及び国に対して制度充実を求める意見書を上げて欲しいというものであり、案文も添えられています。意見書に盛り込む主な点としては、後期高齢者医療広域連合に対しては過重な負担にならないようにすることなど保険料に関する事、健康保持の保健事業を実施すること、被保険者、医療担当者、学識経験者などで構成する運営協議会これは仮称とされていますが、を設置すること。重要な案件については公聴会を開催すること、以上の4点となっています。また、国に対しては保険料の負担軽減のために国の財政負担を引き上げること、所得が少なく子どもの社会保険の扶養となっている場合は保険料をとらないこと、年金から天引きしないこと、医療内容を年齢によって制限しないこと、今回の制度について事前周知を徹底し高齢者の意見をよく聞くこと、以上の5点となっています。これらの項目が提起される背景になるものとして、ここで特に強調しておきたいのは保険料の過重な負担です。これについては4つの問題点があります、第一は今まで保険料が掛からなかった低所得の方々にも負担が掛かることです。第二は保険料は厚生労働省の試算では年金収入年間210万円の1人暮らしの場合、平均月6,200円、年間で74,400円です、福岡県では高齢者の医療費が全国平均の1.24倍であることから、月7,700円、年92,000円になることになるわけであり、後期高齢者には基準額4,975円の介護保険料負担もあり大変重過ぎる負担になるわけであり、この保険料は2年ごとに改定されますが後期高齢者の数が増えるのに応じて自動的に保険料が引きあがる仕組みも作られています。第三はこのように重過ぎる保険料が月15,000円以上の年金がある場合は、この少ない年金から天引きされることです。第四は高すぎる保険料が払えない場合、保険証が取り上げられることです、従来70歳以上の高齢者は障がい者や被爆者などと同じく

保険料の滞納が仮にあっても保険証を取り上げてはならないとされて来ましたが、今回の制度によって滞納者は保険証を取り上げられ短期保険証、資格証明証を発行されることとなります。つまり家族に扶養されている人を含め全ての後期高齢者が重い保険料の負担を求められ、大多数が年金天引きで保険料を徴収されるようになること、そして払えなければ保険証を取り上げられるということになるわけです。次にお話をしたいのは診療内容についても大きな不安があるということです。医療費の窓口負担は後期高齢者医療制度になっても原則1割、現役並み所得者の場合3割で、軽減されるわけではありません。それどころか政府は後期高齢者とそれ以下の世代で病院・診療所に払われる診療報酬、これを別立てにして格差をつけようとしています。これが導入されると後期高齢者に手厚い医療をする病院・診療所ほど経営が悪化するようになり、高齢者は粗悪医療や病院追い出しを迫られることとなります。このように後期高齢者医療制度は75歳以上の後期高齢者を他の医療保険から切り離すことで保険料値上げか医療内容の劣悪化というどちらを取っても痛みしかないという選択が迫られるわけであり、付け加えますと国は新制度創設の理由について、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするために75歳以上の高齢者を対象にその心身の特性や生活実態などを踏まえて新たな高齢者医療制度が創設されることになりましたとしています。しかしその実態は先に述べたとおりであり、これから高齢化が進む段階の世代を中心に高齢者を現役世代から切り離し、医療を受ける権利を脅かすものと言わざるを得ません。医療費について言えば、日本の総医療費はGDPの8%程度であり、サミット参加国の中で最低です。高い薬価や高額医療機器などの問題にメスを入れることをはじめとして歳入歳出の改革で財源を確保し、高齢者の医療を受ける権利を保障するために然るべき財政投入を行うのは当然だと思われまます。75歳以上の高齢者は全国で1,300万人、このうち扶養家族となっている方々は200万人、本市では10月1日現在1万5,816人おられます、今回制度による影響は極めて重大であり、このまま実施されると大変な痛みが国民に押し付けられることになり、本市の住みよい街づくりにも大きな障害になることは明らかであります。最期に佐藤委員長はじめ厚生文教委員会の委員各位のご賛同をお願い申し上げまして紹介議員としての主旨説明とさせていただきます。

○ 委員長

紹介議員に対する質疑を許します。

○ 八児委員

今、これ現在国において作成中というか、まだはっきりしていない部分があるので分からないことが多いんですが、国の財政負担割合を引き上げることになってはいますが、具体的なことというかそこらへん本当に分からない状況ではないかと思うんですが、そこらへんはどのようにとらえていくんですか。

○ 紹介議員（川上 直喜）

申し訳ありません、質問の意味が分かりにくいので。

○ 八児委員

国に対する要望項目の1番ですが、負担軽減を図るために国の財政負担割合を引き上げることということで、具体的には書いてないというか、どういう形になるのかが分からない中でこういう形が書いてありますが、半分にせいというのか、極端な話どういうことなのかなということなんですけど。

○ 紹介議員（川上 直喜）

ここに福岡県後期高齢者医療広域連合それからとなり健康増進課のハンコが押してありますが、こういうお年寄り向けのチラシがあるんですよ。この中に保険料は大切な財源ですというふうになっていますね、ここにこの新しい医療制度の財源内訳の案が、案ではありませんが、書いてあるんです。ここに公費約5割と書いてあるでしょ、この中に国の負担分があるわけで

す。ご存知の通り都道府県とか市町村が大変な火の車ということですよ、ここはなかなか負担を増やせないという状況なんです、ですから国が責任をもって負担を増やすようにということです。

○ 八児委員

確かにそうでしょうが、この文言では要するに負担割合を引き上げることだけですよ。

○ 紹介議員（川上 直喜）

実は新しい首相の下で全国でこういう意見書が上がったり、いろんな声が出る中で確かに高齢者の負担大変なことになりそうだというので、今一部凍結をしようかというような議論も起こっていますね。そのように政府が高齢者の負担を減らさなければならないという判断に立ったときにはそれなりの財源を確保することになると思うんですよ。それが国が財政負担を引き上げるその幅になると思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ ほかに質疑なし ）

紹介議員に対する質疑を終結いたします。紹介議員さんありがとうございました。

本件に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 秀村委員

本請願で広域連合宛の意見書の例がついていますが、ここでの要望内容について広域連合では現在どのように取り組まれているのかお教えてください。

○ 健康増進課長

ただいまご質問の広域連合での取り組み、保険料、保健事業、運営協議会こういったことについての取り組みと理解していいでしょうか。

（ 「意見書の例があるでしょ」という声あり ）

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13：16

再開 13：17

委員会を再開いたします。

○ 健康増進課長

広域連合についての状況につきましては、保険料につきましては11月22日に第2回の広域連合議会が開催される予定になっています、そこに保険料ならびに保健事業に関する条例等または実施方法に対する提案がなされるというふうに聞いています。保険料、保健事業についてはその時期に具体的なものが見えてくると理解しています。それと運営協議会の設置につきましては第1回議会の折に事務局の方から、運営協議会という名称ではありませんがそういったものの必要性という回答がなされています。それを受けまして後期高齢者医療検討委員会といったものが9月19日に規則第21号という規則の下に設置されています。中身につきましては現在国保事業の中でやっています国保運営協議会と似たもの、同じものと理解されて結構かと思いますが、その中で構成委員につきましては被保険者代表、医療関係代表者、保険者代表、公益代表、いわゆる国保運営協議会の構成団体と同じような代表の方々15名で組織されて、現在委員会が開催されています。手元に届いていますスケジュールにつきましては10月3日に第1回の委員会が開催されています、続いて10月中旬と11月初旬に開催する予定が参っています、詳細については分かっていませんが、その中で11月の議会に向けました保健事業なり保険料の検討がなされ、提案されるのではなかろうかというふうに理解しています。広域連合の動きとして現段階で把握しているのは以上です。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

この請願を是非採択していただきたいという討論をさせていただきたいと思います。詳しくは本会議でも述べさせていただきたいと思いますが、今かなり詳細に紹介議員の説明がありました。去る6月議会などでの私の質疑で明らかになりました事とあわせてこの医療制度というのは最悪の医療制度のひとつではないかというふうに思います。これは該当する本市13万5千人市民の内の約13%、先ほどの主旨説明でもありましたように15,800人の人たちがこれに該当するというふうに思われまして、この高齢者の方たちには何一つメリットがないというような保険制度だと思えます。政府も現在強い世論に押されて見直しの方向を打ち出している現在、本議会が本請願を採択して意見書を一日も早く送付することが1万5千人の該当者並びに13万5千人市民の利益を守るという立場では非常に有意義なものだと思えますし、政府の見直しを確実なものにする一石になるんじゃないかというふうに思われます。本請願が現在審議されている経過を言えば、9月議会のときに委員長の提案もありましてしっかり勉強もしようじゃないかということで、その内容を今日の委員会に反映させようというようなご提案で継続審査ということになってきております。今質疑も行われましたような経過がありますから一日も早く採択をしていただくべきじゃないかと思えますのでよろしくお願いいたします。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(ほかに討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第3号 後期高齢者医療制度の充実を求めるための意見書提出を求める請願」採択とすることに賛成の議員は挙手願います。

(挙手 賛成少数)

賛成少数。よって本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に「請願第4号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止等の意見書採択等を求める請願」を議題といたします。

おはかりいたします。請願第4号に対する補足説明を紹介議員からお受けしたいと思えます、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって紹介議員から補足説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員は紹介議員席にて補足説明をお願いします。

○ 紹介議員(川上 直喜)

請願第4号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止等の意見書採択等を求める請願の紹介議員として主旨説明をさせていただきます。請願者は請願3号と同じく嘉飯山地区社会保障推進協議会です。請願の主旨は医療と介護に関する意見書を国と福岡県に上げて欲しいというものです。案文も添えられています。先ず、国に対して療養病床の削減計画の中止を求めることについてであります。慢性的な病気などで長期治療を必要とする患者を受け入れている療養型病床は医療型25万床、介護型13万床あわせて38万床ありますが、政府は2012年3月末までに医療型だけの15万床に削減する計画を進めています。この計画に対して日本医師会総合政策研究機構や福岡県医師会などは昨年9月にまとめた療養病床に関する緊急調査報告の中で福岡県では約4人に1人、22,000人のうち5,000人が病状不安定のまま退院を迫られる、つまり医療難民となる。また5人に1人、22,000人のうち4,000人は介護施設に空きがなければ退院できないが、福岡県では2008年度まで介護施設の整備計画はない、したがって介護難民となると指摘し、今回の療養病床再編は医療・介護へのフリーアクセス

スを阻止するものと厳しく批判しています。つまり医療介護を受ける権利が侵されるという批判だと思われたいです。更に昨年の診療報酬改定では療養病床に入院する患者の医療の必要度を区分し、軽症とされた人の診療報酬を大幅に引き下げて退院に追い込む、病院追い出しの先行実施も強行されています。給付費抑制のために医療難民、介護難民を大量に生み出し、患者と家族に多大な苦しみを負わせているのが現実です。国政でも地方でも必要な病床を守り医療難民、介護難民を作らないように力を尽くすべきではないでしょうか。

次に福岡県に対して介護保険事業計画の見直しと介護保険事業の充実を求めることについてであります。まず、現状についてですが、2005年の改悪介護保険法の下で高すぎる保険料利用料、必要な介護サービスの取り上げ、深刻な施設不足と待機者問題、介護労働者の労働条件の悪化など様々な問題が浮き彫りとなっています。施設の食費、居住費の全額自己負担化によって、負担の重さに耐え切れず施設を退所あるいは利用を諦める人が後を絶ちません。特別養護老人ホームの待機者も全国で38万人を超えています。これに療養型病床の廃止による施設からの高齢者追い出しが拍車をかけ深刻な事態となっているわけでありたいです。また、軽度と認定された人から介護ベッドや車椅子、訪問介護や通所介護など高齢者の生活と命を支えてきた介護サービスが予防や自立支援という名の下に取り上げられています。家族の介護負担は増え介護を苦にした悲惨な事件や、高齢者の孤独死なども後を絶ちません。介護予防や保健福祉の事業が地域支援事業として介護保険に吸収され、公的な責任と行政の財政負担は後退しました。地域の高齢者の実態を把握し介護予防や虐待防止などの取り組みの中心になるとされた地域包括支援センターも介護予防プランの作成で手一杯というが実態です。社会的な支援を必要としながら介護制度や社会福祉の網の目からこぼれ、地域の中で貧困に耐え困難を抱えて暮らす高齢者が増えています。その一方で改悪介護保険法に基づいて介護報酬が削減されたため事業者の経営も苦しくなり、介護労働者の労働条件は益々劣悪にあり、辞めていく人も後を絶たず深刻な人材不足が介護現場に広がっています。今介護保険制度は国民的な存在意義という意味でも制度を支える人材という点でも揺らいでいる、深刻な実態となっています。こうした実態を踏まえてどういふ改善が必要かということです。主な点としては施設利用料の実効ある軽減措置を講じること、軽度者を含めて全ての高齢者が人間らしく生きていくことを支える介護サービスを守ること、地域支援事業に十分な公費を投入して地域包括支援センターの活動をはじめ行政が高齢者の生活に対する公的責任をしっかりと果たすことなど介護取り上げ、負担増などから高齢者を守る改善が必要だと思いたいです。最後に委員各位のご賛同をお願いして主旨説明とさせていただきます。

○ 委員長

紹介議員の説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。紹介議員さんありがとうございました。

本件に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

請願第4号について、是非採択していただきたいという討論を述べさせていただきたいと思いたいです。高齢者が医療費を使うから医療保険の財政が大変だ、これまでの医療制度の改悪のときにいつも使われてきた常套語であります。後期高齢者医療制度では現役世代の給与明細書に自分の保険料のうち高齢者に使う分が別に明記されるようになるようでありたいです、現役世代と高齢者の対立をあおります。医療機関が儲けすぎるからということがよく言われます。診療報酬が削減されてきました、その結果医師の労働は過酷になり産科や小児科が地域から消えて地

域の医療が崩壊するという結果になっているのではないかと思います。これら社会保障制度の改悪が医療介護の側面に現れたのが本請願が食い止めようとする内容ではないかと思うわけがあります。38万床の6割23万床を削減する、福岡県では2万6千ある内7千療養病床を、それから医療病床1万9千の内1万1千くらいに削減されようというわけです。飯塚に換算すればどれくらいになるのでしょうか。更にまた電動ベッドが取り上げられましたし、車椅子が取り上げられました、それぞれ飯塚市におけるの予算は400万から800万くらいだったんじゃないかというふうに思います。特別養護老人ホーム入所の待機者の解消、これや医療難民や介護難民これを生じさせないよう削減ではなく充実こそが求められるものではないかと思うわけです。したがって本請願が採択されるように賛成討論といたしたいと思います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(ほかに討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第4号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止等の意見書採択等を求める請願」採択とすることに賛成の議員は挙手願います。

(挙手 賛成少数)

賛成少数。よって本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

○ 委員長

「教育・子育て環境について」を議題といたします。

飯塚市公立保育所運営検討委員会答申について、執行部の説明を求めます。

○ 保育課長

飯塚市公立保育所運営検討委員会の答申の結果につきまして、報告をいたします。

平成16年度に1市4町において策定されました、次世代育成支援対策行動計画の調整及び統合一本化を図るために、平成18年8月に飯塚市次世代育成施策推進委員会を設置し、平成19年3月には、飯塚市として新たな行動計画が策定されました。また、平成18年9月に飯塚市の公立保育所のあり方や、その機能と役割について調査分析を行うために、専門部会を設置し、平成19年1月に今後の保育行政に関わる公立保育所のあり方、方向性についての提言書がまとまったところでございます。この提言を受けまして、公立保育所運営検討委員会を設置し、提言書の中で示された、公立保育所の役割、統廃合も視野に入れた施設面の向上、民営化等の民間活力の導入、この3項目について審議を行ったところでございます。第1回目を6月4日に開催し、公立保育所全保育所の現地視察を含め8回の審議を重ね、今回の答申に至っております。

審議内容につきましては、公立保育所の役割では、公立保育所のあり方を明確にするため、1.公立行政機関としての機能、2.地域子育て支援の拠点としての機能、3.配慮が必要な児童への対応のこの3つを基本にして、公立保育所としての特色機能を活用するため、公立保育所としての相談事業や障がい児、児童虐待防止などの関係機関との連携など7項目を定め、今後の対応では12項目の提案を行っているところでございます。次に、統廃合も視野に入れた施設面の向上では、児童及び保護者の安全安心を前提としたうえで、総合的な分析が行われ、検討の結果、潁田第1保育所と潁田第2保育所を早急に統合出来るような規模の保育所を早急に建設することが最善であるとしております。

次に、民営化等の民間活力の導入につきましては、保育ニーズの変化に柔軟に対応できかつ保育の質を低下させないことに配慮しながら、市直営にこだわらず柔軟に経営法方の検討を進めて、地域性にも配慮したうえで公立保育所の数を見直す必要があるとしておるところでございます。また、民営化の手法といたしましては、保育所の設置主体、運営主体とともに民間へ移行する移管方式を進めるべきであるとし、導入する視点といたしましては、過去の入所状況、経験年数や大規模改修などによる老朽化の状況、学校施設との共用、統廃合の計画などを考慮

いたしまして、平成21年4月から民営化する保育所としては、鯉田保育所を第1の候補として進めるべきだとしておるところでございます。

それ以降につきましては、毎年見直しをしながら、平成22年4月から次世代育成支援対策行動計画、これは後期計画でございますけれど、後期計画が平成21年度に策定される予定であるため、この計画と整合性を図りながら民営化を進めていくことが、必要であると提言されております。なお、今後のスケジュールにつきましては、鯉田第1保育所及び鯉田第2保育所に入所されている乳幼児の安心安全を第1に考えまして、統合での建替えを早急に図るため、12月議会で設計委託を計上し、20年度当初予算、一応予定といたしましては、21年の3月の竣工予定でございますけど、建設経費を計上させていただきたいと考えております。また、20年1月1日号の市報に20年度の保育所入所受付の案内記事を掲載予定でございますけど、併せまして鯉田第1、第2保育所の統合と鯉田保育所の民営化予定につきましても、掲載を行いたいというふうに考えております。これに伴いまして、飯塚市立保育所条例の一部改正につきましても、12月議会に上程させていただき、実際の統合、民営化に出来るだけ早い時期に、この方向性を確実なものとしていただいた上で、市民保護者の皆様にお知らせすることが出来れば、対象となる保育所に入所させるかどうか選択が出来る期間を確保することにもつながるものと考えておるところでございます。民営化の作業につきましては、民営化実施に関する募集要領等を20年の1月から2月にかけて作成し、移管する法人等の公募を3月から4月で行い、5月は移管先の決定を行いたいと考えております。そして、引継ぎ期間も十分確保出来るように、平成20年の10月から6ヶ月程度ということで考えております。なお、民営化を進めることによります鯉田保育所と統合予定の鯉田第1保育所、鯉田第2保育所の保護者の方々には、来週の月曜日になりますけど、22日から24日にかけて、この3日間で各保育所におきまして説明会をさせていただくという予定でございます。

少し長くなりますけど、引き続き具体的な内容につきまして少しご説明をさせていただきます。先ず、配布させていただいております公立保育所のあり方についての答申書を説明させていただきたいと思っております。はじめにを開いていただきたいと思います。少子化や核家族化が進む中で、保護者や保護者の子育てや就労形態の多様化に伴う保育ニーズへの柔軟な対応が求められるようになったこと、また国における規制緩和の流れの中で、公立保育所のあり方が問われるようになると同時に、民間活力の導入が推進させる状況になったことなどを社会的な背景として公立保育所運営検討委員会を設置し、答申をお願いすることとなった経緯について記載されておるところでございます。

1 ページ目をお願いいたします。1 ページにつきましては、冒頭でご説明申し上げました検討の結果につきまして、公立保育所運営検討委員会では平成19年1月に次世代育成施策推進委員会の専門部会で取りまとめられた公立保育所のあり方、方向性についての提言書の中で示されました公立保育所の役割、統廃合も視野に入れた施設面の向上、民営化等の民間活力の導入の3項目について協議を行いました。第1回目を6月4日に開催し、公立保育所全箇所の現地視察を含め、8回の審議を重ね今回の答申に至った経過がまとめられております。

2 ページをお願いいたします。ここでは、次世代育成の専門部会提言書に示された方向性と課題について確認し整理されております。主要な項目といたしましては、1. 公立保育所の役割、2. 統廃合も視野に入れた施設面の向上、3. 民営化等の民間活力の導入の3項目でございます。

2 番目でございます。公立保育所の現状把握、3 ページからですね、最初に保育所を取り巻く状況のついて、これは後のほうですけど15から25ページに掲載の行政統計資料などによる把握と、2回に分けて行われた現地視察で各委員がとられた記録を基に検討すべき課題として出された主な意見が、この4ページにかけてまとめられておるところでございます。

5 ページをお願いいたします。公立保育所の役割の重点化、ここでは現在の社会情勢から多様な保育ニーズに対する柔軟で機敏な対応とともに、人間を育成していくという保育の根幹と

なる質の向上が求められていることから、公立保育所が今後とるべき方向性、あるいは現実的な課題を解決するために、6ページですけれども、3項目に重点を置いて進めるべきであるとまとめられているところでございます。ア.行政機関としての機能、イ.地域子育て支援の拠点としての機能、ウ.配慮が必要な児童への対応、この3点でございます。

4番目の課題解決のための具体的な方策といたしましては、公立保育所の役割について、これは6ページの下の方から11ページまでございますけど、今後求められる特色ある保育所として各種の育児相談、関係機関との連携、人権教育の推進など7項目を掲げ、次世代専門部会提言書に示された保育サービスの質と量の向上についての検討が行われております。12項目のそれぞれに対して、今後の対応についての提案がなされておるところでございます。

12ページをお願いいたします。統廃合も視野に入れた施設面の向上でございます。児童及び保護者の安全安心を前提としたうえで、老朽化の状況、入所児童数、保育サービスの維持について総合的な分析が行われております。検討の結果としまして、地盤に問題がある顕田第1保育所と入所児童数が少なく老朽化が進んでいる顕田第2保育所については、統合できるような規模の保育所を早急に建設することが最善である。更に、その他の保育所についても計画的な維持補修工事と建替えも視野にいれた施設整備の検討が望まれるとの提言がっております。次に、民営化等の民間活力の導入につきましては、検討の必要性として先ず公立保育所が地域に密着した子育て支援の拠点としての役割を担っていくために、限られた人材と財源とを効率的に集中活用し、柔軟な経営方法の検討を進めて、地域性にも配慮して公立保育所の数を見直す必要があると確認されております。民営化を進めるうえでの基本方針、民営化の手法といたしましては、保育ニーズの変化に柔軟に対応でき、かつ保育の質を低下させないように配慮したうえで、保育所の設置主体、運営主体ともに民間へ移行する移管方式であるべきであると提言されております。

3では、民営化する保育所を決める場合の視点として、次の10項目を掲げて現地視察で各委員がとられた記録や、15ページから25ページに記載されております資料などを参考にしながら検討が行われておるところでございます。

先ず1.過去の入所率の状況についてでございます。入所率の高い保育所につきましては、運営効果が非常にいいと、それから民営化後も安定した保育所の運営が継続でき、入所児童やその保護者の影響が少なく済むと考えられます。つまり、入所児童が安定的に見込まれることが、大きなポイントとなることから、この点についての検討が行われております。

2番目、建築時期とその後の大規模改修時期から見た老朽化の状況について、移管を受けた保育所が維持補修等の費用負担が大きくなる状況では、安定した保育所運営が出来ないと考えられておるところでございます。学校敷地との共用状況についてでございますけど、小学校の敷地を一部共用するかたちで設置されている保育所につきましては、小学校と合わせて施設のあり方を検討する必要があるものでございます。次に、地域子育てセンターとの設置状況についてです。現在、地域子育てセンターの支援センターが併設している保育所につきましては、これを活用した子育て支援機能の充実が期待されるものでございます。統廃合の計画についてでございますが、民営化を考える前に先ず飯塚市全体の保育所設置状況を考えた上で、経営方法の見直しをする必要があるためでございます。次に、市全域における保育所の配置と地域性に対する配慮についてでございます。旧市町での保育所の数にも配慮いたしまして、飯塚市全体の保育所配置についてバランスをとる必要があるものでございます。次に、土地の所有者の状況についてですけれども、その敷地が借地である保育所がございまして、実際に保育所となると借地契約の変更が必要となるなど、土地の所有者の意向を尊重することが必要であり、行政だけの考えでは進めることが出来ないという事情があるものでございます。次に、移管後5年以内の改築の必要性についてでございますけども、先ほど申しました2と同様に民営化を実施する前から改築が想定されるようでは、費用負担や安定的な保育実施を阻害するというように

考えられます。

9番目が、駐車場や送迎スペースなどの利用者の利便性についてでございます。駐車場や送迎スペースの確保が出来ていくと、それと利用者の利便性が良いことが、即ち児童の安全面で問題やトラブルが無く、地域からも受け入れやすいということでございます。

10番目が、屋外遊技場の状況についてでございます。全ての保育所は、国の定める最低基準を満たす屋外遊技場を持っていますが、より広い屋外スペースがある保育所は利用者にとって好ましい環境であります。次に、4番目の民営化の実施時期でございます。これにつきましては、保護者が対象となる保育所に入所させるかどうか選択出来る期間を確保するとともに、十分な引継ぎ期間の確保を考えて、平成21年4月からの民営化を実施すべきとした上で、検討の結果として、3.10項目の視点から鯉田保育所を民営化する第1の候補として進めるべきであるとされております。また、それ以降につきましては、平成22年4月からの次世代育成支援対策行動計画後期計画と整合性を図りながら、民営化を進めていくべきであると提言されておるところでございます。今後の検討では、国、県における制度改定や幼稚園認定子ども園等との状況も見据えて、毎年検討を続けていく必要があります。また、公立保育所の適正配置及び民営化につきましては、コストダウンの主旨だけではなく、保育の質の向上を考えながら適切に実施することが必要であると結ばれております。

○ 委員長

ただ今の執行部の説明を含めて全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

それでは、この答申に関して質問をさせていただきます。先ず、本検討委員会、これは傍聴を含めた公開の場所で行われたというふうに思いますが、そのとおりかどうか。そして今一つは、本日配布された答申書が事前に配布も公開もされなかったと、我々にですね、いうふうに思います。その理由について、以上2点先ずお願いいたします。

○ 保育課長

公開の関係ですけれども、それは当初委員会の折に、それを公開するかしないか、また議会上でも公開するかしないかというあれをしておりましたけど、それは全体として公開をしますということで、お話ししてたと思います。それと、事前配布の関係でございますけど、配布につきましては、一つが12日が最終の検討委員会でございます。そして15日が諮問ということで、手続き等ございましたし、事務局としては厚生文教委員会に諮った後にするという計画でおったところでございます。

○ 楡井委員

給食の検討委員会ですか、運営委員会ですか、この時もそうでしたけど、地域の宝と位置づけられている子どもの将来、また不安を抱えている保護者が増えているという現状認識、こういうふうな状況にたっているわけですから、議会でもしっかりチェックをせないかんといいませんか、一緒に知恵も出し合って良い方向に進めていかなければならないというふうに思うわけですね。そういう立場からすると、やはり答申書は一日も早く議員のところには、少なくとも会派には届けて、そしてそれに対する意見も勉強も調査も終わっておくと、そしてしっかり審議もするというふうにすべきではないかと思えます。そういう立場からすると、12日、15日、18日という日にちが迫っていたということはあったにしても、15日に答申があったならば、その日のうちにも届けるべきではないかというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

資料の議員への配布というところと合わせて質問していただいておりますけど、先ほど課長が答弁いたしましたけれども、審議会の公開につきましては、6月4日第1回目の審議会の時に、公立保育所運営委員会の審議については公開とすべきか非公開とすべきかということ委員会において諮っていただいております。委員会の決定といたしまして、本委員会については

公開とするというところで、8回のうちに3回目と4回目が現地視察を行っております。この時には、実質的な会議という状態ではございませんでしたものですから、その2回を除く6回については、公開をさせていただいたところでございます。計8回の審議を経た中で、10月12日に最終の検討委員会が開催されまして、最終答申ということで、その答申については、今週の15日の月曜日の市長答申がなされておるところでございます。その答申を受けまして、本日議会の所管の厚生文教委員会に先ず報告をすべきであると、この報告の中で保育課長が答弁いたしましたように、この答申を受けて飯塚市といたしましては、この答申を最大限尊重すると、この答申に基づくとおりに今後12月議会、来年の3月議会の条例改正、予算等の説明をさせていただいたところでございます。それで、執行部といたしましては、答申を受けた後は、先ず最初に所管の厚生文教委員会で報告させていただくと、委員会終了と同時に厚生文教委員以外の議員の皆さん方につきましては、文書箱がございますので、そちらの方に答申書を入れさせていただくと、ただもう一方情報公開条例の情報請求の場合によりまして、その手続きを踏んでいただければ、議員もご承知かと思えますけど、当然情報公開に基づいての申請があれば、15日に答申書を市長が受理いたしておりますので、情報公開はさせていただくと、今回の場合も1件情報公開請求で資料を住民の方が取得されておるとい状況はございます。

○ 楡井委員

今の部長の答弁との関連なんですけども、6月4日ですか、第1回目の検討委員会の時に公開にするか非公開にするか検討委員会で検討したというふうなことで、公開ということになったというふうに言われておりますけど、これは正規の委員会ということであれば、これは委員会でいちいち討議をして、公開にするか非公開にするか、これを検討することはしないんじゃないかと思えますね。それから、更に情報公開条例というようなことも言われておりますけれども、これは一定の時間もかかるというようなこともありますので、我々としては今日いきなりこの話を説明を受けて、質疑もせないかんとというような状況ではないような状態を作っていたきたいというふうに思います。それから、13日の新聞に報道されたんですよ。この際、この新聞報道の関係では新聞社の方には、この答申の骨子は渡されていないんですか。

○ 保育課長

新聞社の方には、渡しております。

○ 児童社会福祉部長

先ほど私が説明しましたように、10月の12日が最終の検討委員会でした。その時に、記者の方、3回目だったと思います、ずっと取材傍聴されております。議員もご承知のとおり、傍聴された方につきましては、審議会の資料は配布させていただいております。ですから、その時に取材傍聴されておりますから、当然資料はお渡ししておるところでございます。それともう一点ですね、先ほど審議会で公開とするか非公開とするか何故諮るのかというご主旨で言われましたけど、ちょっとあえて私がこれは情報公開の規定に基づいております。情報は、はっきりですね、15条あたりだったと思いますけど、自治法の138条に基づくところの市長の諮問機関の委員会における公開の是非については、委員会で諮るとい情報公開条例の規定に基づいたところでの、公立保育所運営検討委員会での判断をお願いしたというところでございます。

○ 楡井委員

そうすると、13日付の新聞だったと思うんですけど、この新聞は検討委員会の時の資料の基づいて報道されたということになるということですよね。それでは、次に運営検討委員会の構成、これについては、どうなっておりますか。

○ 保育課長

資料の29ページに載っておりますので、委員会の構成、5名の方々がそれぞれおられます。学識経験者の中で3名と、一般公募で1名と、行政機関の職員ということで1名あがっております。

ますので、よろしくお願ひいたします。

○ 楡井委員

そうすると、この5人で構成されているということでもありますから、保育に直接関わっている保育士の代表が入っていないということになります。その理由は何ですか。

○ 児童社会福祉部長

保育所現場の専門の保育士が審議会の委員になっていないが何故なのかということでございます。今日の報告の中の冒頭で課長の方から説明いたしましたように、合併前の1市4町の次世代支援対策行動計画の策定時、1市4町でそれぞれ策定されております。それを受けて、平成17年度中にこの1市4町の5つの計画を一本化するために、次世代育成施策推進委員会を新市で設置させていただいたと、この時の委員の人数につきましては、20名の委員でやっております。この中に先ほど言いましたように、保育所のあり方についての専門部会を設置いたしておりますけど、この専門部会はその20名の中からの15名で、その中には保育士は入っておりません。今回の5名の委員会の中にも保育士そのものは入っておりません。しかしながら、私どもが考えておりますのは、結果的には委員長をお願いしております大学の保育科の準教授、それから次世代育成推進委員会するときについては、保育所、幼稚園代表の方は入っております。そこらへんの方向性に基づいたところで、今度は5名の委員会で保育サービスの質と量の向上、公立保育所の担うべき役割、それと統廃合も視野に入れた施設面の充実、それと3点目が民間活力の導入という視点で協議願ったわけでございますけど、この5名の委員の中で保育士は、方向性が過去出ておりますので、今回についてはその3点についての具体的なことを決めていただくと言う考え方がございましたものですから、結果的には大学の保育科を担当しておられる準教授の方、それとたまたまでございますけど、公募の委員の方が6名のお子さんがおってありまして、通算16年間に渡りまして保育所に子どもさんを通わせていただいた委員さん、それと不詳私も実務経験ございませぬけれど、私も委員として参画させていただいた中での今回の答申となっておりますというところでございます。

○ 楡井委員

いろいろ長々と説明をされますけれども、結局保育の仕事に直接関わって子どもさん達と毎日接触して、そして子どもさん達の喜怒哀楽に触れながら、また親御さん達の要求に接触しながら働いている保育士さん達の意見がこれに反映されていない。確かに、近大の準教授はそういうことなのでしょうけど、大学の先生達はめったに子どもさん達に接触する機会というのは、あまりないんじゃないでしょうか。いろいろな統計上の数字は詳しいとは思いますが、そういう意味では保育士さん達の、また保育所で働いている職員の人達の生の声が答申に反映されないということについては、大変遺憾ではないかと思ひます。更に新たな質問になりますが、検討を依頼する、いわゆる市長の諮問を受けて検討していただきたいと言ってお願いする委員会に、行政の代表、今は図らずも自分だと言われましたけど、その代表が加わっている。この理由は何ですか。

○ 児童社会福祉部長

私は本人該当者でありますので、非常に答弁するのが説明に言葉を選ぶようにありますけれども、委員ご指摘の委員の数が少ない、もうちょっと専門家を入れるべきやないかと、そこで一つ私自身が委員として今回の審議会に出させていただきましたという一つの理由につきましては、この委員会につきましては今回保育サービスの質と量の確保と、公立保育所の担うべき役割、それと統廃合の具体的箇所、民営化の第1候補を出していただきました。これですね、先ほど課長が今後のスケジュールで言いましたように、今後この委員会は民営化する場合の法人募集をいたします。それで指定管理者制度の選考委員会と同じようなかたちでの、今後本委員会が民営化を希望される法人の選考をする委員会になるというようなところが、一つ大きな、私がこの委員会の委員にさせていただいているという大きな理由の一つでございます。それと

併せまして、先ほど保育所現場の保育士がおっていないということでございますけど、現在飯塚市に保育士は正規職員だけでも111名おります。少なくとも、この保育士達とは、私は部長室において最低延べ二十数名の個人ヒヤリングをやっております。昨年は、所長会議あたりに基本的には、私が全て出て保育士の生の言葉、それと保育所現場にも再三足を運んだ中で、そこらへんの実態把握、それと保護者のニーズ、また保育士のいろんな悩み、合併いたしました本年4月の人事異動におきましては、1市4町相互間の人事交流を約20%実施いたしております。そういった状況を踏まえた中でも、保育所現場、私のみならず保育課職員、本庁に課長以下10名おります。そこらへんのところの現場の状況の把握等も鋭意努めさせていただいておるといふふうに考えております。

○ 楡井委員

今の保育士さん達の声を行政の代表としても、しっかり掴んでいると、ヒヤリングもやっているということについては、大変ご苦労さんでございます。しかしながら、そういうヒヤリングやその他で日頃はっきり表現出来ない部分というのがあるんじゃないかというふうに思うわけですね。ですから、今の説明を聞いたにしても、やはりこういう検討委員会等に現場の声を直に反映させるというシステムが必要じゃないかと思えます。更に、最後の方でご答弁ありましたが、本検討委員会の任務の内容についてですけれども、説明をお願いしようかと思いましたが今言われましたので、この答申の27ページに第2条というのがありますが、この2条のことをご説明なさったんですね。この2条を説明されたということでもあります。従って、この検討委員会は、民営化の計画を作る、保育所民営化実施計画の策定に関することとなっておりますから、そのとおりでしょう。頭ひねったって同じです。それから、どの保育所を民営化するかということについて、または統廃合をする場所と言いますか、保育所、これを決定する、これに関することと。それから、どこに受けさせるかというようなことを決めるというふうに書いてありますが、そのとおりでいいですか。

○ 保育課長

検討委員会のあり方につきましては、先ず大きなところで、公立保育所の役割ですね、要するにサービスがどうなのかと、その質と量ということに一番主眼を置いているところがございます。その他にも、今言われましたように、統廃合も視野に入れた中での、施設面の向上ということで、統廃合だけではなくて将来的にどういうふうにするか、それと民営化は民間活力をどうにかたちで入れていけばいいかと、そういう観点から審議をしていただいて、こういう答申になったところでございます。

○ 楡井委員

この規則というやつが、この検討委員会の最高の規範ということになるんでしょ。そこに4点書いてありますけど、上から3つ目は今私が述べた事と全く矛盾しない問題じゃないですか。いいですか、これ間違いありませんね。それでは、今回答申をだしていただくにあたって、市長がどういう諮問をしたのかという、市長の諮問の内容を教えてください。

○ 保育課長

先ほども申しましたように、諮問の内容につきましては、公立保育所の役割と統廃合も視野に入れた施設面の向上、民営化等の民間活力の導入ということで、その分について諮問をしたわけでございます。この委員会の規則につきましては、そういうことも含めた今後のものについても、この中にあがっておりますので、その点はご了解をしていただきたいと思います。

○ 楡井委員

そうすると市長は、新聞報道にあるように鯉田の民営化、そして颯田の第1、第2保育所を統合という具体的な名前は出していない、この具体的な名前を出したのは検討委員会であるという理解でいいですか。

○ 保育課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

それから第2条に関してのことなんですけども、課長の説明では第2条の文書になっていないような内容のこともあるんだというふうには聞こえたんですけど、そういうような曖昧なと言いますかファジィな部分を残していたんでは、規則というふうには言えないんじゃないかというふうに思いますので、その点は指摘だけに留めておきます。

○ 委員長

暫時、休憩いたします。

休 憩 14 : 33

再 開 14 : 44

委員会を再開いたします。

○ 児童社会福祉部長

楡井委員ご指摘の27ページに飯塚市公立保育所運営検討委員会規則を掲げさせていただいております。その第2条、所掌事務の中で保育所民営化実施計画の策定に関する事、委員ご指摘のところの民営化等の具体的場所の選考決定、3といたしまして保育所民営化受入先の選考及び決定、4番目といたしまして私が一番強調したいところの保育サービスに関する事というところを規則の中で審議諮問事項といたしましてあげさせていただいております。

○ 楡井委員

それでは質問を別の所に移します。今回、鯉田保育所の民営化、そして鯉田第1、第2の統廃合という答申が出されたことについてであります。先ず鯉田地区は、先に市立幼稚園が廃園になりました、今回はこの市立保育所が無くなるわけです。子育て支援センターもありません。少子化の中に生きる子ども達を地域の宝というふうに位置づけられているということは、先ほども述べました。そして、次世代育成支援対策行動計画、これで保育所の重要性を強調されています。その強調をしながら、子育てから公が手を引くわけです。これは、児童福祉法第2条、第3条に掲げる公の責任をこういう状況でどう全うするのかという疑問がわく訳です。ご答弁願いたいと思います。

○ 保育課長

資料の23ページを開けていただきたいと思いますけど、この中には福岡県内の保育所調べという資料がございます。保育所数が福岡県では一番左に載っておりますけど、166箇所ございます。単純に28市で、これ全部で28の市があるんですけど、1市あたりだいたい5.9になりまして、平均でしまして6箇所と、中身を見てみましても例えば柳川とか宗像とかみやま市とかいうのは、0のところもございます。それと人口が非常に似通っている大牟田市、13万おるんですけども、大牟田市については2箇所と、そういうことをいろいろ検討しながら一つの方法として、先ず考え方としてはサービスがどうなのかと、15保育所が適正なのかどうなのかということも当然その中に入ってくると思うんですけど、そういうことを総合的に考えなくてはならないというのが一つあります。それともう一つが、幼稚園が最初に、特に鯉田では問題になったというご指摘があったんですけど、委員会でもそういう話が実はありまして、そういう話も私どももしております。これを候補地とする段階では、先ほど説明しました10の項目があるんですけど、そういう一つの視点と言いますか、そういう中で選んでいただいております。はっきり申しまして、最後の最後まで今回鯉田とそこの飯塚東というのがあるんですけど、その二つを最後の最後になって委員さんの中で決定されたというのは事実です。そういう経過を踏まえて、最終的になったということでございますので、ご理解をさせていただきたいと思っております。

○ 楡井委員

この23ページの数字を今説明されました。これは、よそはよそですよ。飯塚市は飯塚市と

して、児童福祉法の第2条、第3条をどう実践するのかというのが大事なところなんですよね。こういうふうに公立保育所を0にしておるような所は、それなりの考え方があって別の方法でこの第2条、第3条を実践しているかもしれません。それは分かりませんが、私調査したことありませんから、だから私は飯塚市としてこの第2条、第3条をどう実行していくのかと、この責任をどう果たすのかという質問をしたわけですよ。そういう状況です。説明いいですか。

○ 児童社会福祉部長

ただ今委員の方から、飯塚市公立保育所の役割、児童福祉法の第2条児童育成の責任ということで、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う、第3条におきましては、原理の尊重ということをごさいますけど、児童福祉法を補償するための原理であり、この原理は全て児童に関する法令の施行にあたって常に尊重されなければならないと、もう一点保育の実施につきましては、児童福祉法の第24条において、市町村は保護者から申し込みがあったとき、それらの児童を保育所において保育しなければならないと、すいません、これ前段に保育にかける子どもの場合でございます。そういったところで、保育にかける児童の措置については、市町村の当然責務ということになっております。ただこの規定の中でのそれが、公立なのかとか、私立なのかというようなところとはまた離れる部分、あくまでも保育の本質という捉え方をいたしております。答申書の中に、5ページ公立保育所の役割の重点化という答申書の中をご覧いただきたいと思います。8行目あたりの所に、平成9年の児童福祉法改正によって保育所のより一層の自助努力が求められるようになりましたと、実際に均質的な保育を提供し続けてきた公立保育所と、柔軟性を持ってニーズに対応する私立保育所との間にサービスの内容など、保育の取組みの面における差が見られるようになってきましたという答申内容がございます。ご承知のとおり、平成9年の児童福祉法の改正と申しますのは、この改正が行われる前は、保護者、児童の皆さん方に保育所に入る選択権を与えておられませんでした。市町村が入所する保育所は決定権は市町村のあったわけです。この法改正が行われまして、非常にありがたいことと思います。保護者、児童の皆さんが方が、飯塚市の保育所で申しましたら、公立15園、私立16園、31園ございます。その中から、自分の行きたい保育所、保育サービスの内容とか職員さんの構成とかいろいろな判断視点に基づいて、選ぶ事が出来るようになったと、今回の答申の中で私が度々お願いなりご説明させていただいておるのが、公立保育所の担うべき役割とは何かと、それと当然子どもの人権を尊重した中での保育を公立としては、誠心誠意努めていくと、また公立が充実することによって私立保育所の方のサービスも当然向上していくと、一つ私立の現在のメリット部分と申しますのが、どうしても延長保育とか休日保育、そこらあたりの部分については、私立の方がある程度対応が出来ているかなと、一方におきましては先ほど来から保育課長も言っておりますように、子育て支援センターとか保育所における相談業務、それとか世代間交流とか、異年齢児交流あたりの地域と連携をしたところの公立としての担うべき役割は、現在のところ飯塚市の保育所においても非常に保育の重点施策としてとらえさせていただいております。7ページ以降におきましても、この審議会の方から12項目にわたるサービスの充実化に向けたご提言を受けておりますので、非常に財政状況厳しいところではありますけど、知恵を絞り汗をかいた中で飯塚市におけるところの保育の充実向上に職員一丸となって努めて参りたいと考えておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

かなり長い答弁なんですけど、私がお尋ねしているのは、鯉田で幼稚園が無くなって、そして今度は公立の保育所が無くなって、子育て支援センターも無い、そういう状況の中で児童福祉法の2条、3条をきちんと守っていくという公の責任は何かというふうに聞いているわけですよ。かなり回りくどい話をされているんですけど、肝心の質問のポイントには踏み込んで来られていないというふうに思いました。どうですかと質問すると長い答弁が返ってくると、

私が批判されるような感じになりますから、そのことをきちっと言うておきますので、チャンスがあったら言うてください。次に移りますね。この児童福祉法の2条、3条の精神を尊重する立場のたてば、検討委員会は答申を出す前にやはり関係保護者、それから関係の町内会、更にはそこで働いている保育士さん達、実際に子どもと関わっている人達ですね、この人達の意見を検討委員会として聞くべきじゃなかったかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

当初、課長が経過報告の中で説明いたしておりますように、自治法の138条の2に基づきますところの市長の諮問機関、いわゆる次世代育成施策推進委員会の専門部会の中で、保育所のあり方について有識者、住民代表等の委員さんの協議をいただいて、大きな3つの視点の方向性をお示しいただいたところでもあります。それを受けて、運営検討委員会での今回の答申になりました。今後のスケジュールの中で述べさせていただきましたように、先ず住民代表、選挙というところを経られて飯塚市議会には所管の厚生文教委員会の議員の皆さん方に、先ず報告をさせていただくと、その報告をさせていただいた後に、来週の月曜日22日から鯉田、颯田第1、第2、3日間連続で午後6時からになります、保護者説明会をさせていただくと、もう一方、自治会長さんあたりの対応は今のところいたしておりません。保育所の職員関係につきましては、すくなくとも昨年合併と同時に現在合併後の公立の15園、また私立の16園の園長さん方との意見交換もする中で、こういった方向性と意見や何かは再三お聞きしておるのが状況でございます。今回は、あくまでも答申を受けましたので、飯塚市議会の所管の厚生文教委員会の方に報告した上で、保護者の方の正式な説明に入れさせていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくご理解のほどお願いいたします。

○ 楡井委員

そうすると、今から説明を行っていく。今日我々に説明をされている。この答申が住民の方達の意見に合わない、というようなことがあったら、この答申は変わりますか。

○ 児童社会福祉部長

住民の賛同が得られない場合というところでございますけど、先ほども言いましたように、勿論住民の皆さん方、保護者の方には、この後理解を求めべく細大の努力をさせていただきます。本答申を受けまして、飯塚市として決定いたしました颯田第1、第2保育所の統合、新築の保育所の建設、それと鯉田保育所の民営化につきましては、これは議会の議決事項になっております。あくまでも、その関連議案、予算条例議案を上程させていただいた中で、ご審議いただき議会の議決が得られるように私どもも一生懸命今後とも説明責任、ご理解をお願いしてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくようお願いいたします。

○ 楡井委員

鯉田の保育所の民営化、これは21年4月からというふうに、この答申の中では日にちを切っているんですね。そうしておいて、それを向こう側に置いておいて、ずっとこっちにスケジュールをもってくるというような形になっていると思うんですよ。そうすると、先ほど規則の第2条の1、2、3にあったように、たった5つしかない項目の中の3つが民営化の方向でしょう。そういうことから考えた場合、この検討委員会の本質と言いますか、これは公の保育所を民営化していくための組織ではないかと思うわけですね。それで、鯉田の保育所の民営化で、市の財政への貢献、これはどのような検討になったのかお尋ねします。

○ 保育課長

これはあくまでも試算でございますけど、鯉田保育所の場合は、現在直営でしております。今度、民営化になると、そういう対比での試算でしてみますと、あくまでも概算ですけども、5、400万程度の、最終的にはですね、その程度の削減が見込まれるのではないかとこのようにお願いいたします思っております。

○ 楡井委員

それは非常に悲壮な試算ではないかと思うんですね。鯉田で今働いている保育士さん達、保育士さん達、職員の方達、この人達の給与はどうなるんですか。当然、よその課で、よその保育所で貰うことになるでしょ。横田の保育所の時の討議、そうやってたじゃないですか。横田の保育所の時は、結局1, 451万円それまでよりも沢山お金つぎ込んでおるじゃないですか。そういう試算があるでしょう。

○ 保育課長

単年度だけを見たばあいには、例えば現時点でその運営費の4分の1の部分がその時にいると、民営化なったときに4分の3は、国県の負担金ですから、4分の1は市が負担します。ただし、その分についても地方交付税というのは、その中にそれとは別にあるわけです。それは入ってません。ただ、そういう、前回の時もそうだったと思うんですけど、あくまでも運営費の試算ですから、職員が最終的にそこに居なくなると、その9人居れば9人の人達が辞められると、そういうことを最終的に見た場合に、将来的にはこういうことになりますよという説明をしたわけです。だから、現実に見れば例えば18年度末で、13名の職員が辞めております。その人達を、仮にこれにもっていったらかなりの削減になるんですよ。しかし、そういう理屈では通る話ではありませんから、最終的にそこに人が居なくなれば、それだけの効果がありますよという試算しか、これはなかなか難しい試算ですからですね。それとあと一つが、地方交付税という、そういうものがどのくらい来るかという問題もありますから、あくまで試算の上での話でございます。

○ 楡井委員

試算の上でのという話なんですけど、やっぱり保育所全体にかかる費用の問題を総計で検討しないと、鯉田が無くなったからその分が浮くとか、そういうふうな試算だけでは駄目なんじゃないかと思うわけですね。それで、なんのために民営化するのかなという状況の疑問がわくわけなんですけど、この答申書の内容からして公立の児童、又は公立では児童や保護者の要求に十分に応じられないと、民間の方が応じられるというふうな言い方に見えます。そういうふうにするわけなんですけど、そういう理解でいいんですかね。

○ 保育課長

基本的に、サービスをどういう形にするかというところが、原点だと思うんですね。だから、公立保育所が今後担うべき役割がどういう方法でいくべきなのかと、先ほど3点出ましたけど、それから12項目出ております。そういうことの方角性を持っていくと、一つ考え方として私立も公立も認可保育園という前提があるわけですね、そういう面から言えば、やはり一定の基準、例えば保育士が何人おらなければならないとか、そういう基準は一応満たされていると、公立の場合は先ほども話がありましたけど、均一的な保育というのがどこの保育所に行っても受けられるというのがありますが、私立の場合は特徴がある保育所運営というものかなり多いものですから、ただ前提として認可保育所という前提でございますから、一定の規模でそこらへんの問題は無いというふうには認識しております。

○ 楡井委員

延長保育だとか、他のことも言われたと思いますけど、この表の中にもあったと思うんですね。延長保育を公のところは全然やってない。民間の方では、ほとんどやっている。そういうことからして、公では児童、保護者の要求に応じられないというふうな言い方じゃないかと思うんですね。公立で、児童や保護者の要求に応じられないのか、それとも応じようとしなかったのか、どちらですか。

○ 児童社会福祉部長

応じられないのか、応じられないようにしているのかということ、一概にそういったことでもございません。現状として、公立の場合は延長保育、休日保育はやっておりません。私立の方ではやっております。しかし、少なくとも選ぶことは出来るわけですね、利用される方と

しては、課長も言うておりますように、公立保育所の担うべき役割は何なのかというところにつきましては、答申書の5ページ、3つの行政機関としての機能、地域の子育て支援としての拠点としての機能、配慮が必要な児童への対応、ここらへんと踏まえて公立保育所の役割が、その後大きく7項目、具体的な施策の展開として保育サービスの質と量の向上で7ページ以降12項目、実質的に非常にこの12項目を具体化していくというのが、まさに公立保育所の担うべき役割を果たしていき、且つ児童の皆さんの就学前教育なり時代を担う児童さん方が健やかに育っていくようにという思いを込めましてのサービスの充実というところで考えております。

○ 楡井委員

今言われたように、5項目、7項目、そして12項目ですね。これが公の保育所の果たすべき役割だというふうに言われているわけですね。そういうふうに言われているなら、民間に移さなくても、また移すべきではない状況ではないかというふうに思うわけですね。ですから、休日、延長保育、それから一時保育、それから世代間異年齢児交流とかいうことが、公の保育所で出来ないのか。そういうことも疑問に思うわけですよ。なぜ、出来ないんだろうかと、逆にしようとししないのではないかと思ってるんですね。その点については、再度お願いします。

○ 児童社会福祉部長

官で出来るものは官で、役所で出来るものは役所で、民間で出来るものは民間でというような観点でのお話はあまりしたくございませんけど、始めの中でも述べられておりますとおり、日本の国策といたしまして過去国の規制緩和3ヵ年計画、始めのところに出ると思います、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針ということの一つの大きな考え方の中で、ある部分で言ったら今までは社会福祉法人とか宗教法人等しか保育所の経営は出来なかったと、しかしこれがちょっとは問題ありますけど、株式会社やNPO法人でも出来るようになりましたよと、それと併せて保育所の民営化なり統廃合等々は行政として効率性、住民サービスの低下につながらないような状況のなかで、積極的に進めていくようにという方向性があります。ですから、民営化するのが、良いのか悪いのかというような観点につくよりも、私としては公立保育所の担うべき役割がどういったものかと、民間で出来るものは民間で当然お願いしたいと、先ほどの民営化したときの職員はどうするのかというところでの答弁はまだやってないと思うんですけど、22ページのところに今年の4月1日現在の公立の保育士だけですね、111名の職員の保育士、それと85名の臨時職員の保育士の方がおっております。率がかなり桔梗してきております。これは民営化になりました場合につきましては、臨時職員の皆さん方につきましては、今後公立保育所運営検討委員会で募集要項を来年早々協議していただくときに、受け入れ先の法人として条件付の中で、園児の不安感とか保護者の不安感を最小限にくい止めるためとしても、鯉田保育所に勤務されとる臨時職員さん、これをそのまま譲渡先の法人が受け入れて、引き続き園児さん方の担任やなんかをしていただくと、市の臨時職員であったものが、私立の正規職員になられるという大きな道、雇用の安定に大きく寄与する部分もあろうかと、職員につきましては、当然別の園への人事異動というような格好になろうと、保育士の職種変更試験とか、職員を辞めてもらうとかいうようなことは一切発生いたしませんので、ご理解よろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

少し方向を変えてみます。新聞報道によりますと、入所者数が安定しており民間経営でも保育の充実が図れる。そういう視点で、この鯉田を選定されたということが書かれておりますが、この答申もそういうような方向になっているんじゃないかと思います。これは、そのとおりでしょうか。

○ 保育課長

民間活力導入につきましては、13ページに載っておりますけど、考える場合の視点という

ことがそこにあっております。入所率の状況だけではなくて、ここに書いております10項目、それからそれぞれ委員さん方が現地を見に行かれています。そういう状況を判断した上で、最終的に決定したということですので、よろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

その文書の中でも、力点はやはり入所率の状況というのが①番の設定になっているわけですよね。こういうことで判断していくならば、民間活力の導入という意味ではなくて、民間の方達に経営の安定した園を引き渡すということになりませんか。

○ 保育課長

今申しましたように、この中にはそれぞれ細かく項目があがっております。例えば、その状況が学校敷地との共用状況があるとか、これは例えば相田とか楽市は共用の状態ですと、そういうところについては考慮しなければならないし、それから子育て支援センターも4つございます。そういうところについても、十分配慮しながらやんなさいということでございます。だから、過去の入所率の状況だけではなくて、先ほど申しましたように、この10項目、それと現地を視察した段階での考慮を重ねた上での結果だというふうに思っております。

○ 楡井委員

それではまた別の項目になりますが、この検討委員会で検討されたベースには、10年間の市政の方向性を加味して審議をしたというふうに述べられてありますので、そういうことだと思うんです。そこで質問なんです、市の総合計画による人口目標、それから本委員会が検討したと思われる国勢調査による推計人口、これは表にありますけど確認の意味で答弁願います。

○ 保育課長

15ページに人口の推計があがっております。上段の一番上の方については、総合計画よりということで、一応目標人口としては13万人ですよということとされていると思っております。他の人口等の推移、これは子ども等ですね、後は下に参考資料としてののっているところでございます。整合性はあると思っております。

○ 楡井委員

市の基本計画ですね、これが10年後2028年には13万と指定して、ここを目指して努力しているところですよ。これが飯塚市政の10年間のいろんな施策を考えていく上での基本数字だというふうに思うわけですね。にもかかわらず、検討されたのは12万5千という国勢調査の推計人口、これを検討したんじゃないかと思うんですけど、それは私の間違いでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

総合計画に定めております目標人口13万人との兼ね合いでございますけど、結論から最初に言いましたら、そういった諸々の問題があるから単年度計画、10年を見据えた中での単年度計画を今回提案いたしておるところでございます。その根拠を申しました場合に、15ページをご覧いただきたいと思います。平成15年の就学前の児童数が7,036、平成19年度になりますと6,688です。子どもさんの数は確実に毎年減っております。しかしながら、公私立ともに保育所に入っておられる園児さんの数はどうなっているかと申しますと、19ページ掲げさせていただいておりますように、平成15年は入所児童が2,695、これが今年の4月1日現在になりますと2,904ということで、約300、子どもは少なくなっておるけれど、保育所の入所者数は逆に増えております。これは何故かと申しましたら、委員もご承知のとおり、核家族化の進展、共働き世帯の増加、それと近所付き合いの希薄化等によるところでの子どもの保育所への入所者数が増えていると思っております。それともう一点、昨年厚労省と文科省が認定子ども園制度を発表したところでありまして。昨年の9月に専門部会を立ち上げました時には、幼稚園と保育所と認定子ども園、これの3つを加味したなかでの今後のあり方を是非ともやりたいと思っておりました。そこらへんのところが、結果的には出来ない状

況で、先ほど課長も答弁いたしましたように次世代育成支援対策行動計画の後期計画、平成21年度中に策定いたします。その時に、こういった認定子ども園や幼稚園や保育所も加味した中での計画を是非とも、また審議会に諮問させていただいて方向性、具体的な計画、その時の計画になりましたら多分、今は15園の公立でございますけど、拠点となる保育所とか支援センターの関係もございます。増改築なり建替え等の計画等々も、その時には具体的な計画が提示出来るようになるように、今から内容を詰めて行きたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

○ 楡井委員

今の説明で3つの表をお示しになって答弁されましたけど、産まれてくる子どもさんの数よりも亡くなっていく人の数が多いということで、そして飯塚市では新しく人口が増える見込みがないであろうということでの国勢調査の結果として、2028年には現在よりも約5千人強のところ、人口が少なくなるであろうというふうな推計になっていると思うんですね。ところが、飯塚市の場合は13万人を維持しようということで計画をたてて日々施策を実行しておられるんだろうと思います。しかし、今の表の説明で言えば人口が少なくなっていくけれども、そして子どもさんの数は少なくなるけれども、保育を受ける児童の方達の人数は増えていっているというふうな説明かと思えます。確かに、そのとおりでしょうけれども、やはり人口13万人を維持するという視点からいろんな施策を考えていかなければならないというふうに思うわけです。現在、保育所の職員の方達は、所長さんを除いては96人の方達が実際保育に携わっておられるようです。そして、職員の方が85人というふうになっています。これが、10年後にどのような変動になっているのでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

正規職員の数が現在111人と、10年後はどうなっているかというのは、今年保育士の職員採用試験はあっておりません。定年で今後辞めていかれる保育士さんは、今後10年の中では、その数くらいは分かりますけど、10年後に職員の保育士が何人になっておるのかということは、ちょっと予測が付きかねますので、よろしくをお願いいたします。

○ 楡井委員

答申の4ページに、1保育所あたり4名から11名の正職員を配置し、正規職員と臨時職員の一定のバランスを保つことが必要であるというふうに書いてあるんですね。4名というのは、非常に小さい保育園じゃないかと思うんですね。11名がどのくらい分かりませんが、こういう数字が出てきている以上、それ相当の園の数というのが想定されているんじゃないですか。

○ 児童社会福祉部長

10ページにあがっております保育士の配置のところ、1保育所あたり4名から11名という記載をさせていただいております。これ具体的には、今の現状を述べておるわけですが、4名の保育所につきましては、颯田第2保育所と津原保育所、11名につきましては、相田と筑穂保育所、だいたいその程度じゃなかろうかと思っております。現状の保育士の数を、このところはあげさせていただいております。

○ 楡井委員

そうすると、必ずしも文書に載っているように10年のスパンで具体的に検討したということにはならない状況が、今の答弁で明らかになったんじゃないかと思えます。それから、周知期間の徹底の問題で言われました。21年の4月から実施するというので、これ鯉田ですね、最低1年は周知徹底の期間が必要だというふうに言われています。この周知徹底期間のことで、横浜の裁判があって、その結果が出ていると思いますけど、その結果はご存知でしょうね。この結果では、1年間でも短いという結論なんですよ。この点については、いかがですか。ちなみに横田は、9ヶ月だったですよ、8ヶ月、7ヶ月、併せて答弁してください。

○ 保育課長

横田の場合については、8ヶ月でございます。それと横浜の裁判事例等他のところも裁判事例もあるんですけども、私どもとしてはその考え方の中で特に来年度の募集をかける段階ですね、1月1日で募集をかけますけども、その段階で20年度に入所希望をとる段階で、こういうことになりますよと、変わりますよということをしておれば、その分の対応はある一定に周知したという理解で今のところおります。

○ 楡井委員

皆さんがどういうふうに理解されようと徹底されようと、それはいいんです。問題は、周知徹底というのは住民の方達が、よく理解するということが内容でしょう。そのことをしっかり認識していただいとかと、自分達だけ分かっている、市民の方が分からないということでは周知徹底にはなりませんよね。それでこの項の最後になりますけど、颯田の子育て支援センターですね、これが開設の方向で検討するというふうに言われて、準備が進んでいると思うんですけど、この進捗状況について教えてください。

○ 児童社会福祉部長

昨年3月26日に合併いたしまして、颯田地区だけが子育て支援センターがございません。それで、その後議会の方からの要望等も受けた中で、現在20年の4月1日から颯田地区内に子育て支援センターを設置する方向で、現在検討を進めておるところでございます。

○ 楡井委員

最後の項目と言いますか3つ目の項目、あと5点ほどありますのでご協力ください。先ほど名前も出ました、津原という名前がちょろっと出ましたね。穂波の平恒、そして津原、鎮西、こういう6箇所が名前が以前あがっていたんですよね。先ほどお聞きしたところでも、颯田の2つと鯉田と飯塚東と言われましたね。名前が出て、飯塚東は答申には載っておりませんが、こういうかたちで名前が今回あがらなかった所は、どういう理由であがらなかったのかについてご答弁願います。

○ 保育課長

結論といたしましては、この答申に出た数字が最終的な答申ということで、ご理解をいただきたいと思っております。その以前に出た問題につきましては、審議途中に来られた方がそういうふうに言われたかもしれませんが、ここにあがっているのが最終的な答申ですから、その結果につきましては、この事意外にございません。

○ 楡井委員

答申の範囲だというようなご答弁ですが、先ほど名前を言いましたような所が統廃合しないということなのか、15日の答申の時間に間に合わなかったから具体的に検討できなかったということで、いずれ訴状の上にはあがるのではないかとこのように思っておられるかですね。どういう状況で考えておられるのか、ご答弁願えればご答弁ください。

○ 児童社会福祉部長

9月議会の一般質問のときにも私答弁させていただいたと思っております。

本件問題につきましては、公立保育所15園がこれ全て対象と。同じ土俵の中で先ほどから課長言っておりますように今回10項目の視点に立った中でいろいろと検討を進める中で結果的に鯉田保育所ということになっております。で、これを毎年見直していくと。しかし2年後に民営化なり統廃合の具体的な箇所ということではこれは住民の皆さん方のご理解は得られないと。で、次世代育成支援対策行動計画の後期計画のときには認定子ども園と幼稚園、保育所も一体となった視点の中でぜひとも具体的な、特に拠点となる公立保育所の位置づけとか、そういった具体的なものを挙げていく方向で行きたいと思っております。今時点でこれ全て保育所の個々の名称が出てきますと、非常に混乱が起こるという大きな懸念を執行部としては持っておりますので、そういった考え方で今後進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解よ

ろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

今のご答弁でいえば、統廃合これは全ての園が対象だと。そのうちのいくつかは廃止になるだろうし、民間にも渡していくということの答弁だったと思います。

それで平恒の保育所、それから津原の保育所、この保護者の方たちと私20人くらいの方と直接お話を聞くことができました。所長さんをはじめ正規の職員の方、臨時の保育士の方たちも含めて職員の方たちにも話を聞くことができました。当時はほとんどの方たちが寝耳に水という状態でびっくりしておられたし、知っていた人たちも私たちが届けた市議団ニュース、これを見て知ったというような状況でありました。

今回の答申については、この方たちへの徹底といいますか、お知らせ、これはどういう基準でやられますか。

○ 児童社会福祉部長

保護者の皆さんとか、保育士がビックリしていたと。それ以上に私はビックリしました。

少なくとも、廃止前提のような意見交換は審議会では私は出ないと思っております。それと少なくとも今時点では公立保育所を廃止だけするというようなことは、これは今までの審議の経過を見てもまずないと思っております。公立保育所の担うべき保育の役割とサービスと質の充実ですから、必ずよりよい方向には向かっていきます。言葉の断片だけ捉えれば統廃合も廃止やないかということになるかもしれませんが、それは今回の頼田第1、第2でもご提案させていただいているとおりに、施設面の充実も併せ持った中での、それと保育所の定数の適正化、こういったところも視野に入れた中で、保育所運営検討委員会のご答申を受けたというふうに認識をいたしております。(発言するものあり)

今回の答申につきましては今まさに15日に市長が答申を受けまして、本日18日、厚生文教員会、所管の委員会にご報告させていただいております。来週からは保護者説明会。また来年の1月1日の市報、必要に応じて議会の議決もあります。今後とも議会住民の皆さん方のご理解を得るべくお願いを続けていきたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

最後の質問になります。それで要望ともなりますけれども、具体的に面接をしながら、また集会等での説明もぜひされるんであろうというふうには思います。そういうところでなかなか意見を言い切れない保護者の方たちもおられるんじゃないかというふうに思うんですね。そういう意味ではアンケートなどもキチンととるべきではないかなというふうに思いますが、これについてはいかがでしょうか。ぜひそういう措置をとっていただければというふうに思います。

○ 児童社会福祉部長

今考えております保護者の皆さん方等に対するところの説明会をさせていただき、今決定しておりますのが、当然欠席の方とか、反対するので説明会も聞きたくないとかいわれるような保護者もおられるのではないかと、今時点では分かりません。そういったところについては私ども積極的に、許しが得られれば家庭訪問させていただいた中で個別にご説明なりご理解を得られるように、私ども努力してまいりたいとそういうふうに考えております。

○ 江口委員

答申からこうやって出てくるまでの間にかかなり短いわけです。ただお話の中ではこの答申を最大限に尊重し、というお話がございました。とするならば、鯉田の民営化ならびに頼田第1第2の統合ならびに新築というのは、市としては決定したと理解してよろしいですか。

○ 児童社会福祉部長

市としての今後の方向性については今日、厚生文教委員会で提案、説明させていただいたとおりです。具体的な市の施策として出てまいりますのは11月26日くらいでしたか、条例改正議案、補正予算議案等として議案のご提案をするのが最終的な市としての決定の時期ではな

いかというふうに私自身は判断いたしております。

○ 江口委員

検討委員会がこうして答申をする。それについてこういった答申が出ている、こういった可能性があるという説明会、これは必要であると思います。ただその段階において、じゃあこれは決定なのと言われることが確実にあると思うんですね。今のお話でしたらこういった形でもう進むという、12月議会に向けて条例改正ならびに設計委託等の予算案でしたっけ、そういった形で進むというお話がございました。で、そこまでを説明されるということは、市の内部での意思決定が済んでないとそれはまずい話だと思うんですね。副市長、その点はクリアになっているということよろしいですか。

○ 副市長

今答申が出て方向性は私も理解をいたしております。それでまだ、これは最終決定かということのご質問かと思えますけど、この方向で検討をしていきたい。そして12月議会にはキチツとした市の決定といいますか、意思を表示していきたいというふうに考えております。

○ 江口委員

少しお二人の間で思いが違うのかなというもの、受け取ったりをします。その分をしっかりと決定をした上でお話をしていただきたいと思います。そして誤解のないようにということも含めてお願いいたします。というのは、この計画が果たしてこのまま、この答申のとおりに進んでいいものかどうかということに関して、私自身は少なからず疑問を感じております。認定子ども園然り、そして幼保連携についても同じくです。先ほど次世代の後期計画の方というお話ございましたが、当然のことながら私はこの公立保育園のあり方を検討する中でなされなければならない話であると思います。そして施設の統廃合ならびに新しい施設の建設ともなると、それこそ本当に議論を尽くしてやらなければならないと思うんですね。じゃあそれが本当にこの部分でやられたかという、やれてない部分があると思います。その中で、じゃあ12月に上げます。じゃあ本当にそれが通るかどうかという部分についても、厳しい部分があると思うんですね。今これだけ財政が厳しい中で、本当にここまで踏み込めるのかどうか、そしてならびにこれ、10年間をにらんだというふうなところなんですけど、今この中で出てきているのは1園の民営化、そして2園の統合ですね。それから毎年見直しがあるという。ゴールがやはり10年間の計画でここまで行きますよという中で、どこかは未定なんだけど、おおよそここまでで10年間の中で、例えば全てなら全て民営化に行く、もしくはこれだけの園は残すんですけど、その箇所を決めるのはそれぞれの毎年見直しの中でやるというお話があればまだこれは議論ができると思うんですが、残念ながらそういったところが出ていないわけです。やはりその部分について、この答申で不足している部分があると思うんですが、これは市長が、先ほど言われてましたように公立保育所の役割、民営化の方向性等々を諮問した部分に対して、全て答えたものと思えるかどうかは1点あるんだと思うんです。部長の方は担当の中でお仕事されてできるだけことはされたと思うんですが、副市長、こちらの方の方針が、思っていた、これをやっていただきたいという部分に対して、まっすぐに答えられたものとなっているかどうか、それについてはどのように判断をされますでしょうか。

○ 副市長

今度の運営検討委員会で市長が諮問いたしましたことにつきましては、第1段階での答申が出ております。そしてこの後のことにつきましては、先ほどから部長なり課長なりが答弁しておりますように、毎年社会情勢の見直し、あるいは市の財政状況等々の総合的な判断の下にまた検討委員会の方で答申が出てくるものと考えております。

○ 江口委員

ということはおおよそ、今年の答申についてはこれで合格点と思っておられるのかもしれませんが、私ども議会が果たしてそうやって受け止めていたかどうかについては、どうかなとい

う思いがあります。附属機関として設置をして、先ほど課長はこれが最終答申だというお話があった。その最終答申だという後に、毎年の見直しというお話があった。これの審議のときに、附属機関の設置の条例改正、専決処分の審査の段階で、キチンと市民の意見を取り入れながらやっていただきたいというお話をさせていただきました。現実には今回は言われたように、今回はなされておられません。住民の代表が入っている、その前段階で入っていたからと言われますが、現実には市民の方々は目の前に来て分かることというのが往々にしてあります。具体的な名前が入ってはじめて「あ、そうなるの。それだったらちょっと。」という話になることは十分にあり得ます。それについてもうちょっとしっかりとした審議をしてもらわないと困ると思います。また併せてこれでもどこにするという議論をしたときに先ほど10点ぐらいの審査項目ありましたよね。じゃあその10点を検討して、答申の13ページです。民間活力を導入する場合の視点、1から10まであります。これがそれぞれ今ある公立の保育所がそれぞれこういう形だったから、点数としてはこうなって、やはりここに落ち着いたんだという議論がないと、果たしてこれが総合的に判断したと言われます。その総合的というのは何なのという話だと思うんです。それについては果たして本当に総合的に議論されたのかどうか、私は一番最後の検討委員会、傍聴、二、三十分遅れてお伺いしましたら、ここの分は終わっておりました。30分の中でお話があったと思います。ただしそれについても大枠の議論しかなかったというふうに感じております。これについて個々の例えばキチンとした資料がベースにあって、採点があつてというものがあつたのかどうか、そういったものがあつてはじめてこうやって園を選ぶとかいう話になると思うんですね。こういった分は十分に審査されたのでしょうか。それについてどう判断されておられますか。

○ 児童社会福祉部長

民営化の保育所の場所を決めた拠り所、審査の課程が明確でないという観点でのご質問かと思っております。

説明が非常に抽象的な選考過程になつとるかもしれませんけれども、先ほどからいろいろ説明いたしておりますとおり、各委員、現地視察も当然行っております。そのときのそれぞれ各委員の調査検討事項、これが6月30日と7月5日、その後先ほど課長が語る説明しましたように10項目にわたる視点の検討、それを1つ1つ積み上げ、検討していく中で、各委員も審議会の時間帯、またそれが終わった後のいろんな意見交換等々を積み上げた中で先ほども言いましたけど最終的には飯塚東と鯉田、どちらにするかというところが残ったと。今月の12日の最終、8回目の審議会においては、鯉田が第1の候補というところでの答申を受けたというところでございます。

非常に分かりにくい部分あるかもしれませんが、かなりの労力とかなりの時間を費やした中、分析をさせていただいた中で、ただ残念ながらその15園全ての結果を公表、ご報告するというのは、今後非常にやはりいろいろと、今後の運営をしていく中で、全てオープンにするのがベストとは思いますが。しかしながらそれは毎年検討させていただいた結果を今後報告する中で、答申を受ける中でご提示させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 江口委員

本当にこれが言われたように、十分な検討がなされたかという、例えば、学校敷地との共用状況について、これについてじゃあどのような議論がなされて、どういったところでここを選ばれたのか、とりあえずここ1つだけちょっと教えていただけますか。

○ 保育課長

学校敷地につきましては、相田、楽市、この2カ所がございまして。その中で入り口はどちらも正門でございまして。正門から入って駐車場も共用という形があります。そういう中で実際にそれが可能かどうか、それと今学校の方も別な形の中での審議等もございまして、そう

いうのもやはり現段階で決めるとか決めないとかいうよりもやはりそういうことも総合的に判断してこの部分はどうかということの検討ですね。いずれにしましても学校の分についてはこういう状況ですと。そういうことを考慮して検討してくれといういろいろ委員さんの中で検討されたわけでございます。

○ 江口委員

非常に分かりづらいんですが、相田と楽市については学校施設内に保育所がある。そして入口も重なっている。駐車場も共用である。だからここについては選べないというお話ですか。

○ 保育課長

はい、いずれにしましても21年度4月で民営化するところについては、その部分については外れたということになります。

○ 江口委員

この1点についてでも審議不足が見えるんだと思います。じゃあそこが民営化されて、一緒に使おうという決断がなされて、協議が済めばそこは問題ないですよ。どうでしょう。問題ありますか。

○ 児童社会福祉部長

委員が個々の具体的事例で言われるとは十分に分かります。分かりますけれども、再三ご説明いたしておりますとおり、基本的に21年の4月の民営化を想定した中での現在の公立保育所15園ある中で、この項目、視点を1つ1つ積み上げた中で、どこがよりよい候補地となりうるのかという議論を積み上げさせていただいたところでございます。判断基準は非常にいろいろとあろうと思います。一番ベストはある部分で言ったら1つは点数で示すのも1つの方法ではなかろうかと思えます。ただ少なくとも、この審議を重ねる上において、全ての15園の今後のあるべき姿を今回の答申で出すまでにはまだ至らない。したがって毎年本計画については見直しをしていく。大きな方向性が出てくる時期は次世代育成支援対策行動計画後期計画を策定する21年度中の可能性が一番大きいのではないかとございまして。

○ 江口委員

しかしながら、今のお話でしたら市長からの諮問は民営化1園ならびに統合どこかを示せというふうな形というふうなことでよろしいですか。そうではないのであれば、全体の絵を描いて議論することが必要であると思えます。何よりもこの答申にあたってというところ、1ページにあるように、この公立保育所運営検討委員会については、次世代の育成支援対策行動計画、そういった上位計画等もあった中での、その中での実際のアクションプランを決めようというところですよ。現実作業をどうしようかというところなんですよ。ところがこの答申を読む限りでは、作業をどうしようというのではなくて、それよりもある意味上の計画、上位計画のような、マスタープランと実施計画、総合計画と実施計画とするならば、総合計画の焼き直しのような答申のように思えるわけです。そうではなくて求められたのは、実際に公立の保育所をどうするという具体的な議論だったと思うんですよ。それであるならばもっとしっかりと議論が積み重ねていただかないと、ある意味一つひとつ一つひとつ、計画ではなくて虫食いというか、できるところからというふうな議論になりかねません。そう考えると、市長がどうお思いになってこれを諮問なされたのかというのが鍵になると思うんですよ。この形については果たして十分なその思いと、満足するものであったかどうかというのは私は議論があると思えます。そしてまた、先ほど言いましたけど、教育委員会所管の幼稚園とのすり合わせ、認定子ども園等々、また合わせて、この中でも場所の選び方というお話が書いてありますよね。配置をどうするか、飯塚市内で子どもに対するサービスをどうやって提供するかについて考えなくてはならない。そこについてはまだまだ本当に緒についたばかりですよ。これが本当にそのまま議案として出てきて、予算案として出てきて、スツといけるかどうかは非常に疑問があると思っています。統合にしてみてもそうです。穎田第1第2を統合してというものが書いて

てありますが、ここにじゃあこの穎田第1については、これこれこういった形で本当に地盤として、実際に使用に耐えないと。穎田第2については、大規模改修必要で、これについてはこれだけのお金がかかると。対して第1、第2を統合するとこれだけのお金で済む。そして市民としてこれだけの便益があると。だからこちらなんだという、そういった部分までが書かれていないということを考えると、果たしてこのまま説明会といけるかどうかという部分は私は疑問があると思っています。とりあえず意見といたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、高齢者対策についてを議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

高齢者対策について1点確認をさせてください。

愛生苑がございます。先ほど穎田病院の決算の中でもお話しさせていただきましたが、愛生苑についても次年度の移管、移譲が方向付けられております。こちらの移管作業について、予定通りやってるのかどうか、先方との協議状況も含めてお知らせください。

○ 企画調整部長

ただいまのご質問でございます愛生苑につきましては、移譲先でございます社会福祉法人柏芳会のほうと譲渡に関します基本方針に則って、今順調に鋭意協議を進めておる段階でございます。

現在、最終的な調整を行っておりまして、この最終的な調整が終わった段階で協定書に基づきますところの協定を結んでまいりたいというふうに考えております。したがって、当初の予定通りにこの愛生苑につきましても順調に進んでおるといところでございます。

○ 江口委員

先の委員会では10月に協定書という部分が愛生苑も含めてお話があったかと思っております。今まで、あれ以降、柏芳会さんならびに麻生グループ、そちらの方といついつ、誰と誰がお会いになられて、こういった形で進んでいるというところを報告いただけますか。

○ 企画調整部長

今、柏芳会の代表者の方と数回、これまでもお会いして、協議を進めております。また近々の内にもこの方とお会いして、最終的な調整を図りたいというふうに考えております。それを受けて協定書の締結というふうな流れになろうかというふうに考えております。

○ 江口委員

もう少し詳しくお聞かせいただけますか。例えば9月に誰と誰がお会いになって、どういった話があったか、穎田病院のときは決算でしたのであまり突っ込めませんでした。こちらの方は聞けると思いますので、それと合わせてお答えください。

○ 企画調整部長

日付と・・・あと内容については、ちょっとご勘弁いただきたいと思えます。

まず9月4日、9月6日、9月13日、9月27日、それから後10月に入りまして1回、ちょっと日にちがはっきり覚えてませんが、次回が明日、これで今予定をいたしておるところでございます。

○ 江口委員

結構頻繁に会っておられますね。そうしましたら、先ほど内容については言えないというお

話でしたけど、これは愛生苑という公の施設を移譲するお話でございます。そちらについても前の病院等の特別委員会ありましたですね。そちらの方でもキチンと報告なされておられますよね。それである程度お話なされてしかるべきだと思いますが、そちらについてご案内ください。

○ 企画調整部長

内容につきましてはいろいろなたくさん内容がありまして、一つひとつ先ほど言いましたように9月の4日、6日、頻繁にお会いしております。一つひとつ問題解決を図っていきながら、最終的には明日予定しておりますところの内容によって、最終的な協議が終わるというふうに持っていきたいというふうに私の方は考えております。

○ 江口委員

ということはおおよそ明日で最終合意ができる。協定書の中身も詰まる。次回の委員会でも報告があると理解してよろしいですか。

○ 企画調整部長

そのように努力したいというふうに考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から案件に記載の件について報告したい旨の申し出があります。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。はじめに「学校開放日について」報告を求めます。

○ 学校教育課長

11月20日(火曜日)に開催いたします「学校開放日」についてご報告いたします。「学校開放日」は、保護者・地域に対して学校で行なわれている教育活動の公開を通して、信頼される開かれた学校づくりを推進することをねらいとして、市内全小中学校(34校)において学校を一斉に開放し、授業参観や特色在る教育活動等を公開するものでございます。本年度は市内の企業等の理解と協力を得ながら、第1回目を6月1日(金)に実施したところでございます。今回2回目の実施にあたりまして、齊藤市長をはじめ森本教育長が事前に飯塚商工会議所及び飯塚工業会等を訪問され、市内の事業所で働く保護者の方々が、学校開放日に参観しやすくなるように、お願いの文書を持参し、参加奨励の依頼をする予定にしております。また、市職員に対しまして、10月22日(月)に開催されます庁議におきまして、関係部課長宛に学校開放日に参加奨励の依頼をする予定になっております。なお、現在各小中学校には学校の特色を生かした公開ができるとともに、参観者の更なる拡充が図れるように指導しており、公開内容が決定次第、お知らせするようにしております。なお、市民の方々の広報につきましては、11月1日の市の広報において、開放日が近づきましたら各新聞紙上で、また、保護者・地域の方々には学校便り等で啓発を行ってまいります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市立図書館指定管理者選定について」の報告を求めます。

○ 図書館長

飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」が可決され、平成19年9月14日に公布、施行されましたので、指定管理者選定に係る現在の状況を報告いたします。飯塚市立図書館の指定管理者選定に係る日程等については、次のとおりであります。指定管理者の公募期間は、平成19年10月1日（月曜日）から10月31日（水曜日）までであります。広報については、「広報いづか」10月1日号に公募記事を掲載し、また、飯塚市の公式ホームページに募集要項ほか関係書類を掲載しました。募集要項説明会及び現地説明会については、募集要項説明会を平成19年10月10日（水曜日）午前9時から飯塚市中央公民館展示ホールにて開催しました。）現地説明会は、同日、募集要項説明会の終了後に、飯塚図書館、庄内図書館、ちくほ図書館にて実施いたしました。提出書類の受付期間は、10月25日（木曜日）から10月31日（水）までで、10月29日（月曜日）は除くものとしております。指定管理者候補の決定は、受付期間終了後に、「選定委員会」（総合政策課所管）で選考されることになっております。なお、飯塚市立図書館指定管理者募集要項、飯塚市立図書館指定管理業務仕様書、指定管理料（上限額）、については、飯塚市指定管理者制度導入推進委員会にて検討・調整されたものであります。資料といたしまして、募集要項、業務仕様書、「図書館利用に関するアンケート」の集計表、を提出させていただいております。以上、簡単ですが、ご報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

指定管理者の募集が始まったわけですが、委員会の中で約7%くらいの削減は見込まれているという話があったかと思えます。もう10日に説明会が終わって上限額が提示されてると思いますが、実際幾らになって、おおよそ何%くらいの削減が見込まれるのか教えていただけますか。

○ 生涯学習部長

先の委員会におきましては、約7%程度というような形で報告をさせていただいていましたが、今回それぞれ人件費等につきまして算出をいたしましたところ3.3%、金額にして61,849,000円の減額となっております。

○ 図書館長

失礼いたしました、指定管理料の上限額でございますが1億274万4千円となっております。

○ 江口委員

全体の予算が2億弱だったかと思えます、今6,184万というお話がありました、そして3.3%といわれたんですが、これが間違いないのか。管理経費が幾ら、例えば2億というのは5館の話だと思いますので、2億のうち1億幾らが管理経費の予定でした、それが1億ちょっとになるんで何%になりますというところお聞かせ願えますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 54

再開 16 : 02

委員会を再開いたします。

○ 図書館長

先ほどお答えしました、1億274万4千円は指定管理者に出す上限額でして、質問者がお訊ねの件は図書とかそういったものを含んだところで当初どのくらいの費用削減になるかということでお訊ねのときに私が7%程度と申し上げていましたので、それと同様の計算をしたときにどのくらいの減額になっておるのかというご質問だと思います。それでそのような計算の仕

方で置き直しますと4.3%の減となっています。

○ 江口委員

細かく聞いていきたいと思います。全体の予算額、それから引くものたぶん本代に関してはそこから外すという形でしょうし、そこがいくらか。そして市が直営でやってる2館がありますよね、そして人を配置するという話がありました、そこにかかる部分がいくらそして残った部分が、それが3館に掛かる予定のコストでそれが行政がやってるときはこのくらいだった、それに対して今度が102,744千円になるので4.3%になるという形だと思います。それぞれ数字を教えてください。

○ 図書館長

先ほど言いました金額の中で入ってなかったのが本代が3,339万円です。それからこの本にマーク作成といいますかシステム上つける必要があるマークの作成委託料が2,549,000円でございます。それと3館以外の2館に配置する人件費と飯塚市の方で図書館を担当する職員として人件費を考えていますのでその分が2,242万円でございます。合計で5,835万9千円になると思います。

補正の金額も入れまして1億6,555万1千円です。それから差し引くのが先ほど申しました5,835万9千円を引きます・・・

○ 生涯学習部長

大変失礼しました。当初予算で計上いたしていますが、1億6,555万1千円と、先ほど館長が説明いたしました図書館費あるいは必要な人件費等5,842万7千円その分を差し引いた残りが算定の基礎となるわけですが、これが1億731万5千円と先ほど当初に申しましたように上限額1億274万4千円とこの分から算定しますと先ほど館長が言いました4.3%というようになっています。

○ 江口委員

この募集要項を見てもみますと、先ほど本代を外す、直接払うわけですよね、市が直接払うとなっていますが、そこについて例えば指定管理者はここから本を買いなさいというような指定があったりするとある意味そこでの利益というのを見て計画をされる分があるかと思います。そういった制約があるかどうかは一点、そしてその本代について指定管理者になろうと思うところはおよそこの位の枠があるという部分は気になるころだと思います。それについてはどういった形でご案内されていますでしょうか。

○ 図書館長

今質問者がお訊ねのどこから買わなければいけないかということですが、これにつきましては募集要項の中では7ページで上げていますが地域の実情を把握して地域との連携とか貢献そういったものを考えてくださいというような形では上げていますが、どこから買いなさいという指示はしていません。

本題については3,339万円と変わらないことで考えています。

○ 江口委員

1年間3,339万円程度の発注があるのを前提に計画を立ててください、それが5年間一緒ですよという形でいいですか。

○ 図書館長

その通りです。

○ 江口委員

いろんな質問があると思います、質問に対しては個別に答えないと、ホームページで答えるという形で書いてあります。図書館のホームページを見たんですが今日現在で書いてなかったようです、私の確認が不足してるのか、別な形でやるのか、どうでしょうか。

○ 図書館長

先ほどの説明の中では申し上げませんでした、質問の期間を取っています、11日から17日にまで取っていてその間に質問を文書で出してくださいとしています。これについての解答を24日までにいきますということで、これについてはインターネットで行うことにしています。

○ 江口委員

全国から公募という形で聞いています、是非きちんとした審査が行われてこの制度の中でもちゃんとした図書館が出来るようにやっていただきたい。そのことをお願いして質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

これをもちまして厚生文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。